

第3期香芝市地域福祉計画

第3期香芝市地域福祉活動計画



令和3年3月
香芝市・香芝市社会福祉協議会

● 「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字につきまして、字が持つ否定的なイメージに配慮し、障がいのある人の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」を持つ人が少しでもいる限りその気持ちを尊重していく本市の考え方にに基づき、「がい」とひらがな表記をしています。

法令や法令上の規定、固有名詞等を表す場合につきましても、文字を変更することにより本来の示すべきものが特定できなくなる恐れも考えられますが、文章中に「しょうがい」の表記が混在し、混乱を引き起こすことのないように、法令名も含めすべて「障がい」と表記しております。

基 本 理 念

みとめあい、

つながりあう「共生」のまち

かしば

はじめに

香芝市では、平成23年3月に福祉の総合化・住民参加を福祉政策の基盤とし、ライフスタイルの変化に伴う新たな課題を解決するための中・長期的な計画として第1期計画を策定して以来、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。平成28年3月に策定しました第2期計画では、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的な計画として策定することにより、相互に連携、補完、補強し合いながら地域福祉の進展を図ってまいりました。



令和3年4月からの5か年計画である第3期計画は、第1期計画の策定からの10年の間に顕在化してきた複雑・多様な福祉課題や「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」といった属性別の既存の制度では対応できない「制度の狭間」にある課題にも柔軟に対応していくため、包括的な支援体制の整備を着実に進めるための計画として位置づけました。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行は「人」と「人」、「人」と「地域」のつながり、支え合い、助け合いの希薄化を生み出し、地域福祉の推進にとっても大きな影響がありました。しかし、With コロナから After コロナの時代においても、これまで香芝市の多くの市民や関係者の活動により育まれた「絆」と地域の基盤を活かしつつ、新たなつながり、支え合い、助け合いのかたちを模索・提案しながら、『みとめあい、つながりあう「共生」のまち かしば』を新しい基本理念として地域福祉を推進してまいります。

本計画が目指すのは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現です。是非、市民の皆様、福祉関係者の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びに、「策定委員会」の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたって、ご尽力をいただいた方々に感謝を申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

香芝市長 福岡 憲 宏

はじめに

香芝市社会福祉協議会では、平成28年3月に地域福祉を推進するうえで具体的な行動・活動計画である第2期地域福祉活動計画を、行政の第2期地域福祉計画と合わせて策定し、令和3年3月までの5年間「ふれあい、支え合う「絆」のまち かしば」を基本理念に様々な課題に取り組んで参りました。

この間、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容などから、孤独死やゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しました。

そして、昨年からは、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、休業や失業による生活困窮、自粛生活により行き場を失ってしまったことによる心身機能の低下や社会的孤立の深刻化など、私たちに不安と脅威をもたらしました。

さらに、このことは、地域福祉活動やボランティア活動にも影響を及ぼし、これまで人との対面を主な方法として実施されてきた多くの活動は、感染拡大を防ぐために、人との接触機会の削減が求められ、実施そのものが困難な状況に置かれました。

しかし、このような困難な状況下でも、つながりを途切れさせない活動や必死につながろうとする取り組みが各地で生まれ始め、改めて、人と人とのつながりや支え合うことの価値や意味について考えさせられました。

このような中、今回、地域共生社会の実現に向け、基本理念を「みとめあい、つながりあう「共生」のまち かしば」に定めた第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画を基に、地域の不安や願いに耳を傾けながら、行政や福祉関係者と連携し、市民が『我が事』として支え合う地域づくりと、身近な地域で『丸ごと』受け止める包括的な支援体制づくりに努めてまいります。

なお最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会会長 井上喜八郎



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 地域福祉とは.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	9
5 計画の策定体制.....	9
第2章 香芝市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	11
1 統計データからみえる香芝市の現状.....	12
2 市民意識調査結果等からみえる現状.....	19
3 本市の地域福祉を取り巻く課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の政策分野.....	39
3 計画の体系.....	40
第4章 施策の展開.....	41
政策分野1 市民協働参画による福祉コミュニティの形成.....	42
政策分野2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり.....	49
政策分野3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成.....	55
政策分野4 市民の生きがいと健康づくりの推進.....	60
第5章 重点的な取り組み.....	67
1 本計画期間中における重点的な取り組み.....	68
第6章 計画の推進に向けて.....	73
1 計画の周知・啓発.....	74
2 地域福祉の推進体制.....	74
3 「新しい生活様式」における地域福祉の推進.....	74
4 計画の進捗管理.....	75
資料編.....	77
1 用語解説.....	78
2 計画の策定経過.....	85
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿.....	86

第1章 計画の策定にあたって



計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会、核家族化の急速な進行、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、かつてあったような地縁・血縁・社縁や地域住民のつながりが希薄化し、社会的に孤立している人への対応が求められています。

そのような中、地域の絆の大切さが再認識され、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。また、高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加、虐待・権利擁護・減災対策など、安全安心への取り組みの強化が求められています。

さらに、生活課題が多様化・複雑化し、8050問題やひきこもり等高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。そのため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されています。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

本市では、平成28年3月策定の第2期香芝市地域福祉計画・第2期香芝市地域福祉活動計画において、地域の人たちが見守り、お互いに支え合うことで誰もが安心して暮らせるまちを目指し、「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、お互いの役割を担い、相互に連携、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくため、市と社会福祉協議会が車の両輪として、地域福祉を推進してきました。

そのような経過も踏まえ、国や奈良県の計画との整合を図りながら、地域福祉を推進するとともに、市民意識調査等により把握した市民の地域福祉活動の状況と、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、令和3年度からの5年計画となる『第3期香芝市地域福祉計画・第3期香芝市地域福祉活動計画』を策定しました。

2 地域福祉とは

地域福祉の基本的な目的は、住み慣れた地域の中で、家族・近隣の人々・友人・知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、日常生活を送ることができるような状態を創っていくことです。このような「地域福祉」の実現のためには、福祉政策のみならず、まちづくり各分野との連携のもと、総合的な市民の暮らし環境の向上を目指す視点が必要となってきます。

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障がい福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになるとともに、地域住民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められてきています。

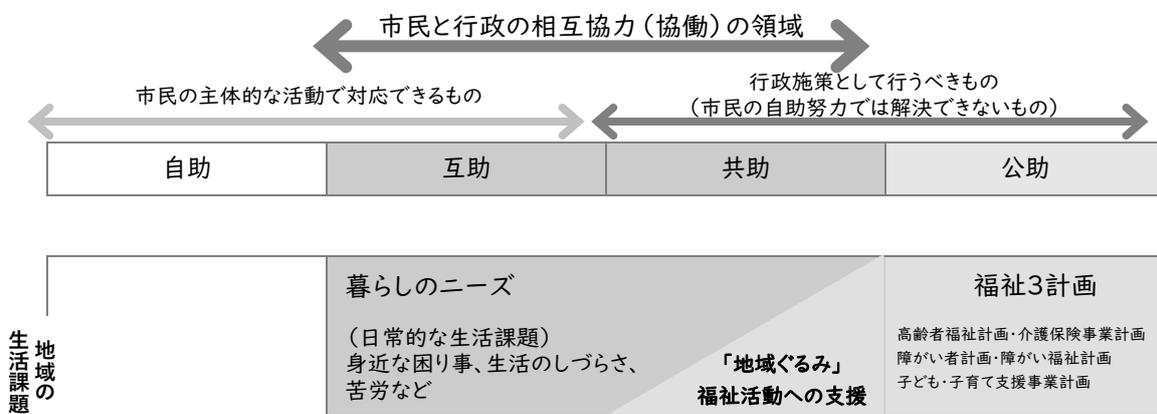
しかし、少子高齢化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合い等の「地域力」の低下が指摘されています。そのような中、地域ではひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、児童、高齢者や障がい者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。また、高齢者人口が増加する中で認知症高齢者の増加も今後見込まれており、早急な対応が必要となっています。

また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。本計画での「地域」という範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識をもち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

その中で日ごろ身の回りで起こる問題はまず、個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）やボランティア、NPOなどの活動（共助）で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や公的制度で解決（公助）する、といった、重層的な取り組みが必要となってきます。自助・互助・共助・公助の概念のもと、地域間で連携、共有し、広がりをもてるよう協働で取り組んでいきます。

【地域福祉計画における「自助」「互助・共助」「公助」の関係図】



3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付けと関係

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、市が策定します。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

平成19年8月に、厚生労働省より、「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、地域における要援護者（現在の「要配慮者」）に係る情報の把握・共有及び支援について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

また、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人を「避難行動要支援者」として、円滑かつ迅速に避難するための対策をとることが求められています。

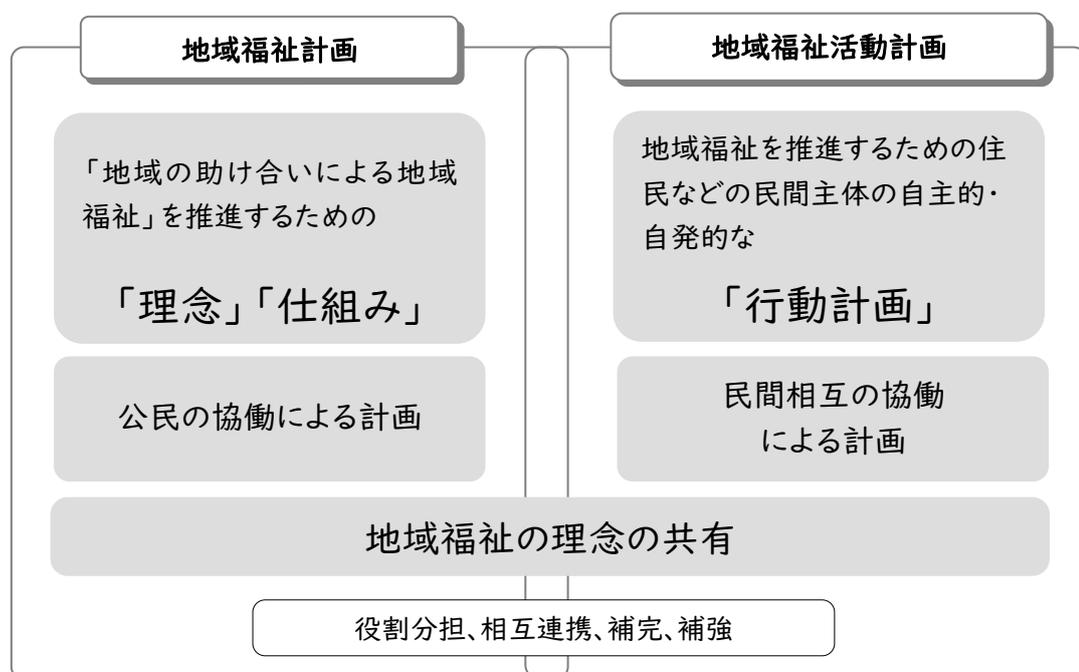
平成26年3月に、厚生労働省から、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、生活困窮者に係る自立支援等について、市町村地域福祉計画に盛り込むことになりました。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていくことが規定されています（法第4条第2項）。生活課題や地域課題の解決に向けて、自助、共助、互助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要とされています。

また、「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。「市民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

第3期の両計画は、「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくため、行政による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

【第3期香芝市地域福祉計画・第3期香芝市地域福祉活動計画の位置付け】

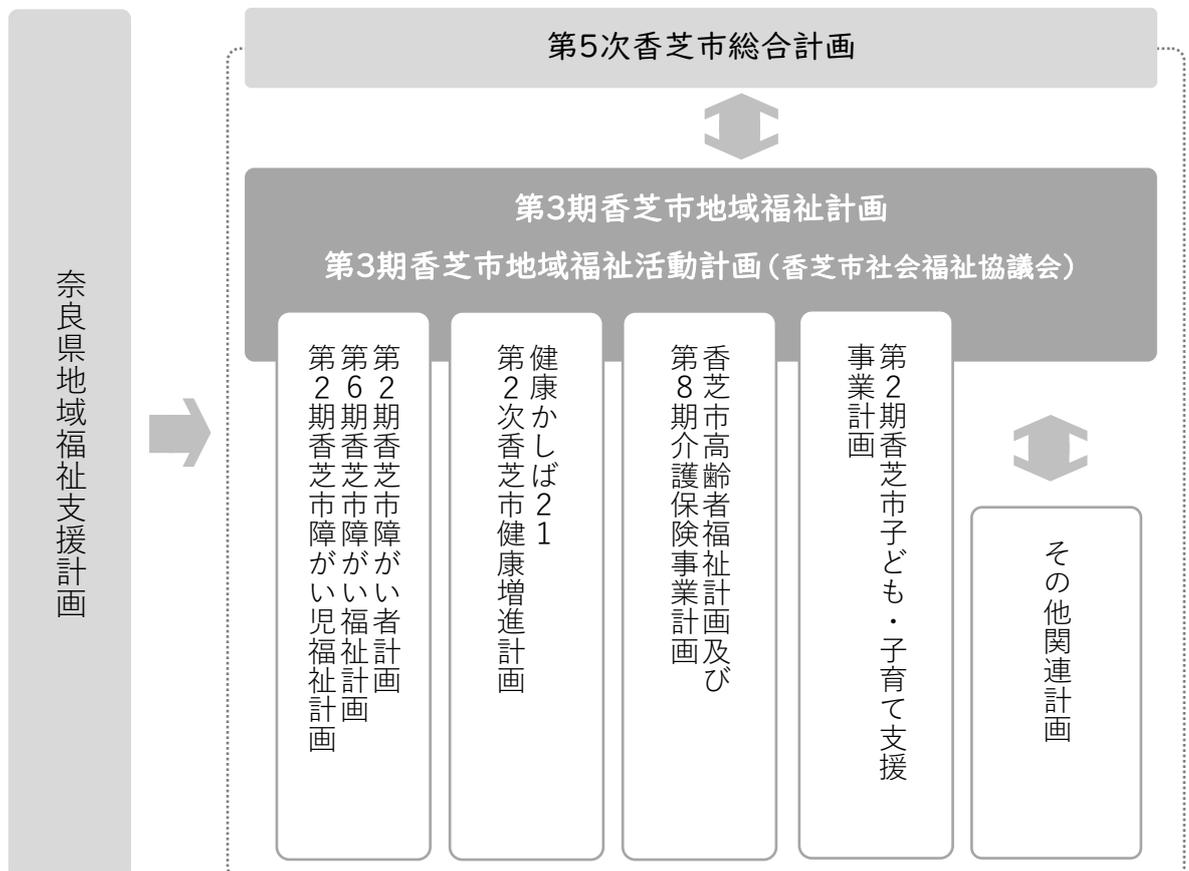


(2) 関連計画との位置付け

本計画は、第5次香芝市総合計画の分野別計画として位置付けられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

【関連計画との位置付け】



(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) との位置付け

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成27年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げた17の世界共通の目標で、2030年(令和12年)までの達成を目指しています。

SDGsは、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17の目標の中には、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」、「ゴール16 平和と公正をすべての人に」など、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

SDGsの実現を目指すことは、人口減少を見据えた持続可能な地域社会・経済の確立に資するものであり、地域福祉の考え方ともつながることから、本計画において、SDGsの観点を取り入れ、SDGs達成に向けた取り組みを推進し、地域福祉の向上につなげていきます。

【持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標 (ゴール)】



(4) 成年後見制度利用促進計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づく市町村計画としても位置付けております。

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画 協働で策定					第3期 地域福祉計画・地域福祉活動計画 協働で策定				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への市民参加を実現するために、市民意識調査や小地域福祉活動調査を実施するとともに、幅広い分野の関係者を委員とする「策定委員会」において審議を行いました。

第2章 香芝市の地域福祉を取り巻く 現状と課題



第2章

香芝市の地域福祉を取り巻く現状と課題

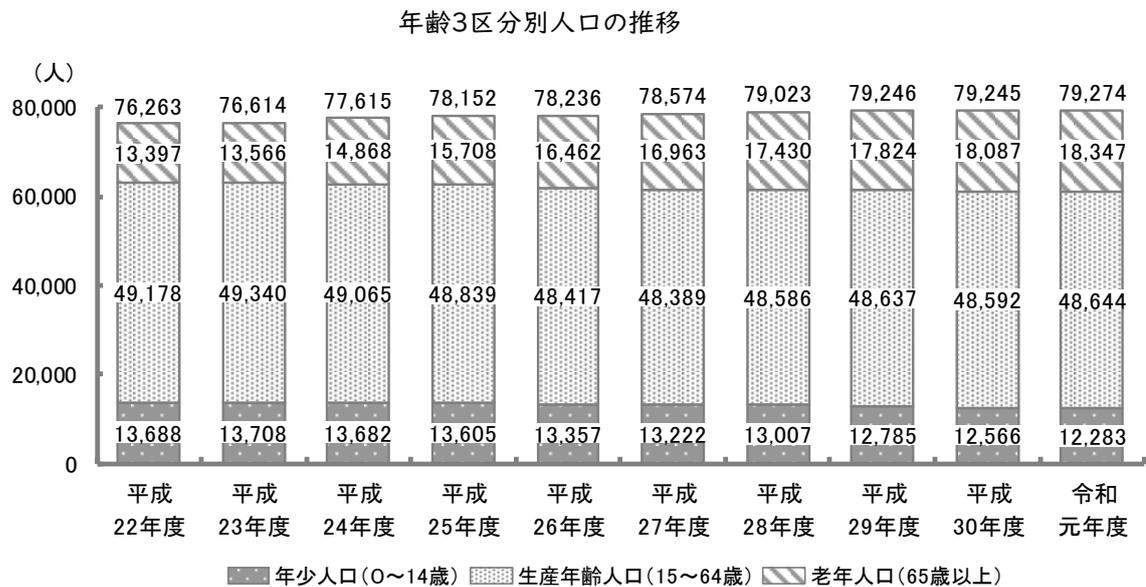
Ⅰ 統計データからみえる香芝市の現状

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、年々増加していましたが、平成29年度以降は横ばいで推移しており、令和元年度で79,274人となっています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳は年々減少しており、令和元年度は12,283人となっています。15～64歳は増減を繰り返しており、令和元年度は48,644人となっています。一方、65歳以上は年々増加しており、令和元年度は18,347人となっています。

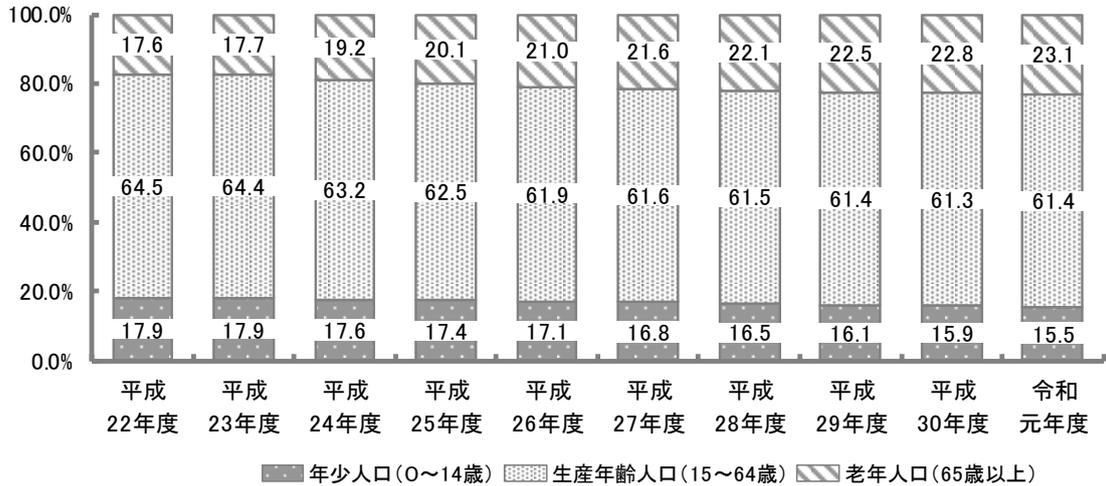


資料：住民基本台帳（各年度末）

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳は年々減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、平成22年度から令和元年度にかけ5.5ポイント増加しています。

年齢3区分別人口割合の推移

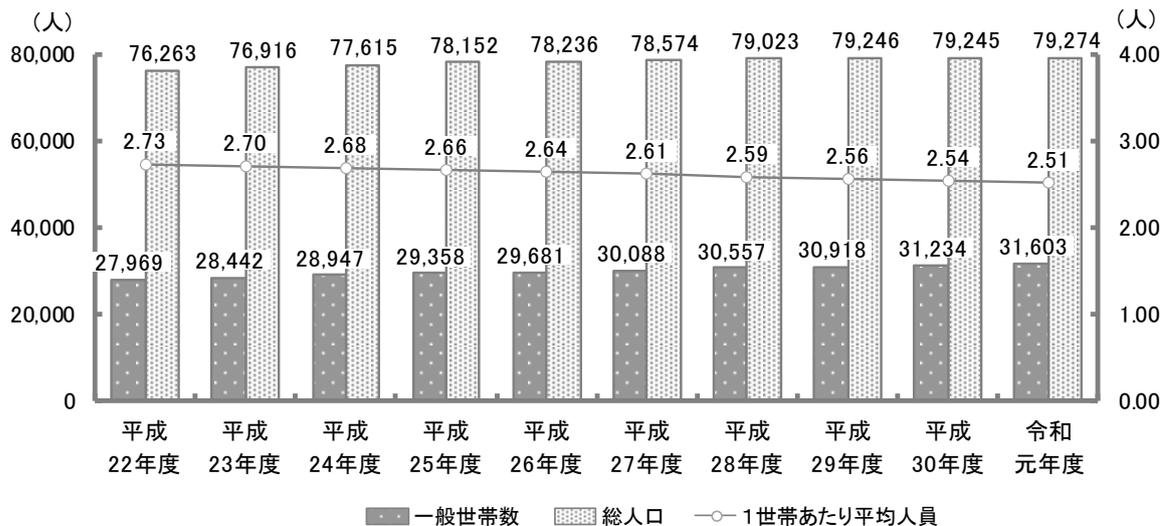


資料：住民基本台帳（各年度末）

③ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度は31,603世帯となっています。一方、世帯当たり人員は年々減少しており、令和元年度には2.51人となっています。

世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年度末）

④ 自治会別の状況

(令和2年5月31日現在)

NO	自治会名	地域基礎データ						福祉活動		
		総人口	世帯数	高齢者数	高齢化率	年少者数	年少者率	地域福祉推進委員会	ふれあいサロン	食事サービス
1	五位堂	5,983	2,393	950	15.88%	969	16.20%	-	○	-
2	東良福寺	1,242	547	541	43.56%	116	9.34%	○	○	-
3	西真美	3,537	1,399	1,064	30.08%	476	13.46%	○	○	○
4	五ヶ所	78	31	19	24.36%	19	24.36%	-	○	-
5	すみれ野	1,137	395	34	2.99%	392	34.48%	-	-	-
6	別所	1,246	447	186	14.93%	248	19.90%	-	○	-
7	瓦口	2,222	1,009	371	16.70%	346	15.57%	○	○	○
8	真美ヶ丘	4,912	1,837	1,084	22.07%	705	14.35%	-	○	-
9	真美ヶ丘6・7丁目団地	1,618	712	427	26.39%	195	12.05%	-	-	-
	香芝東中学校区	21,975	8,770	4,676	21.28%	3,466	15.77%	3	7	2
1	鎌田	2,593	1,105	661	25.49%	361	13.92%	-	-	-
2	南良福寺	1,031	453	406	39.38%	116	11.25%	-	○	-
3	泉台	162	74	99	61.11%	6	3.70%	-	-	-
4	下田地区	4,575	1,985	1,240	27.10%	578	12.63%	-	○	-
5	逢坂	4,223	1,730	930	22.02%	690	16.34%	○	-	-
6	北今市	2,573	1,089	824	32.02%	328	12.75%	○	○	-
7	畑藤山二丁目	639	235	122	19.09%	123	19.25%	-	-	-
8	藤山一丁目	310	130	127	40.97%	39	12.58%	○	-	○
9	共栄藤山台	140	60	55	39.29%	15	10.71%	○	-	○
10	はたふじ会	115	44	34	29.57%	14	12.17%	-	-	-
11	良福寺	1,499	598	355	23.68%	242	16.14%	-	○	-
12	狐井	2,199	931	480	21.83%	380	17.28%	-	○	-
13	磯壁	4,264	1,826	1,140	26.74%	631	14.80%	○	○	○
14	日生香芝南住宅	318	136	120	37.74%	39	12.26%	-	○	-
	香芝中学校区	24,641	10,396	6,593	26.76%	3,562	14.46%	5	7	3
1	関屋	2,788	1,204	905	32.46%	317	11.37%	-	○	-
2	田尻	86	28	30	34.88%	8	9.30%	-	○	-
3	祇園荘	146	67	58	39.73%	9	6.16%	-	○	-
4	関屋近鉄住宅地	850	349	337	39.65%	96	11.29%	○	○	○
5	せきや青葉台	1,383	632	612	44.25%	146	10.56%	○	○	○
6	あしびハイツ	500	265	221	44.20%	38	7.60%	-	○	-
7	関屋桜が丘	549	233	202	36.79%	42	7.65%	○	○	○
8	松ヶ丘	235	81	39	16.60%	55	23.40%	-	○	-
9	さくら坂	199	55	4	2.01%	81	40.70%	-	-	-
10	晴実台(穴虫西)	347	111	13	3.75%	120	34.58%	○	-	-
11	畑	2,482	1,007	574	23.13%	421	16.96%	-	-	-
12	穴虫西	1,113	448	294	26.42%	155	13.93%	-	-	-
13	穴虫二上	2,898	1,223	598	20.63%	548	18.91%	-	-	-
14	高山台	3,170	1,007	367	11.58%	689	21.74%	-	-	-
	香芝西中学校区	16,746	6,710	4,254	25.40%	2,725	16.27%	4	8	3

NO	自治会名	地域基礎データ						福祉活動		
		総人口	世帯数	高齢者数	高齢化率	年少者数	年少者率	地域福祉推進委員会	ふれあいサロン	食事サービス
1	高	830	357	163	19.64%	163	19.64%	-	-	-
2	畑之浦	916	356	202	22.05%	175	19.10%	○	-	-
3	旭ヶ丘	867	291	113	13.03%	176	20.30%	○	-	-
4	香芝・旭ヶ丘ニュータウン	7,480	2,362	656	8.77%	1,320	17.65%	○	-	-
5	上中	1,924	801	539	28.01%	213	11.07%	-	○	-
6	今泉	406	158	85	20.94%	57	14.04%	-	-	-
7	下寺	227	88	65	28.63%	39	17.18%	-	-	-
8	平野	404	172	143	35.40%	44	10.89%	○	-	-
9	尼寺	1,354	584	299	22.08%	181	13.37%	○	-	-
10	白鳳台	1,499	635	593	39.56%	146	9.74%	○	○	○
	香芝北中学校区	15,907	5,804	2,858	17.97%	2,514	15.80%	6	2	1
47	合計	79,269	31,680	18,381	23.19%	12,267	15.48%	18	24	9
組織率								38.30%	51.06%	19.15%
小地域福祉活動の活動状況							何らかの小地域福祉活動がある地域	33	70.21%	

資料：香芝市社会福祉協議会

⑤ 県内の核家族率

核家族率をみると、69.92%となり、12市中2位となっています。

県内の核家族率

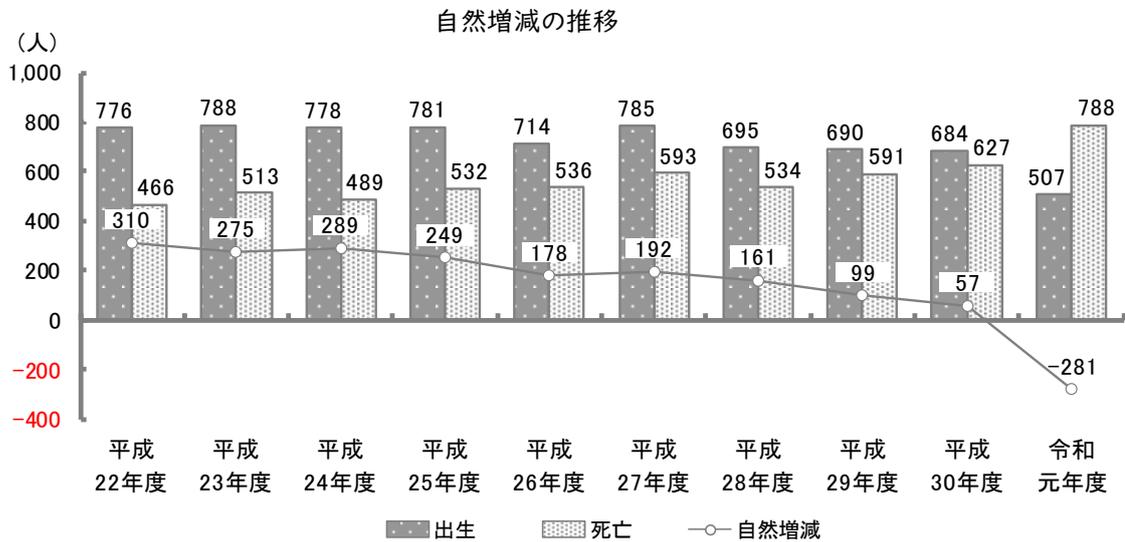
単位：%

	奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市	御所市	生駒市	香芝市	葛城市	宇陀市
核家族率	62.39	63.33	63.94	53.36	62.27	62.81	60.14	57.72	70.68	69.92	66.30	60.53

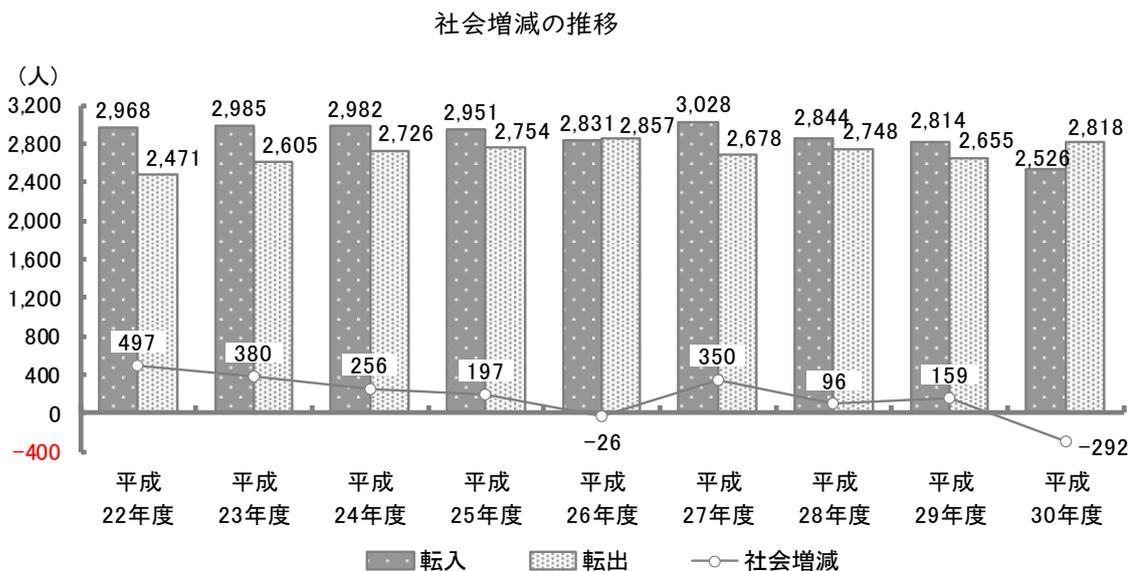
資料：国勢調査

⑥ 人口動態の推移

自然増減の推移をみると、平成 27 年度までは増減を繰り返していましたが、平成 28 年度以降減少傾向にあり、令和元年度は 281 人減となっています。



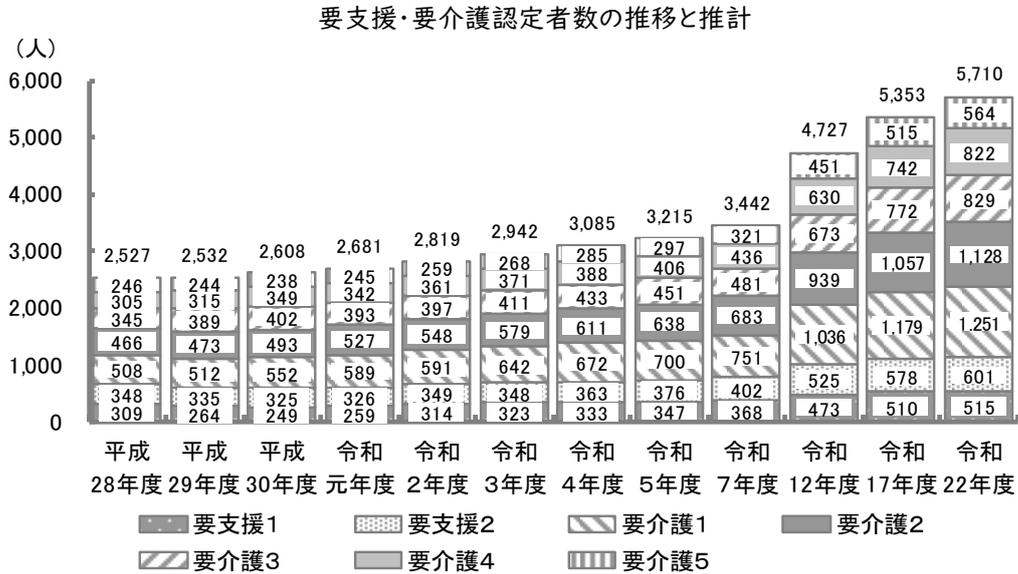
社会増減の推移をみると、平成 30 年度では転入が 2,526 人、転出が 2,818 人と転出者が転入者を上回り、292 人減となっています。



(2) 福祉に関する動向

① 要支援・要介護認定者数の推移と推計

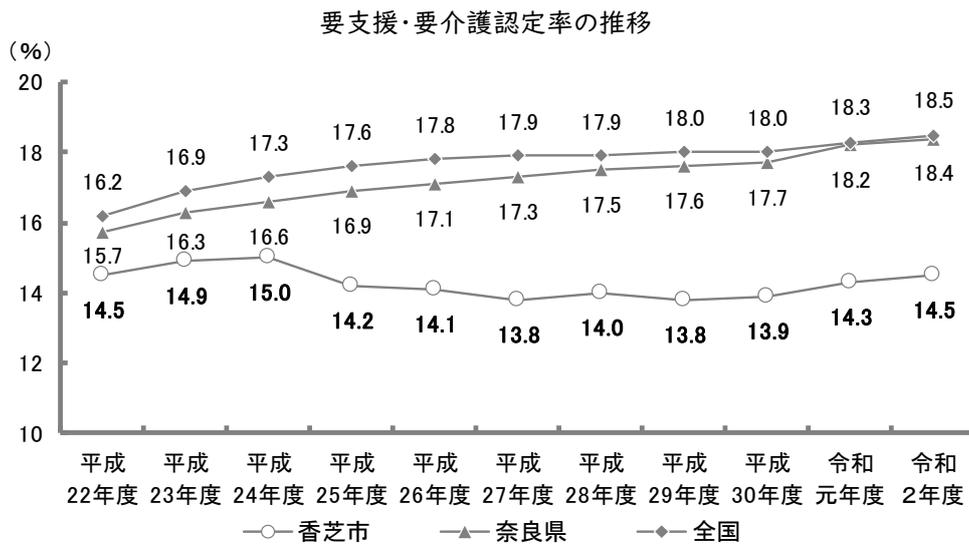
要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度は 2,681 人となっています。要支援・要介護認定者数は、今後も増加することが見込まれます。



② 要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定率は、奈良県・全国と比較して低く推移し、平成22年度から令和2年度にかけて増減を繰り返しており、令和2年度では14.5%となっています。

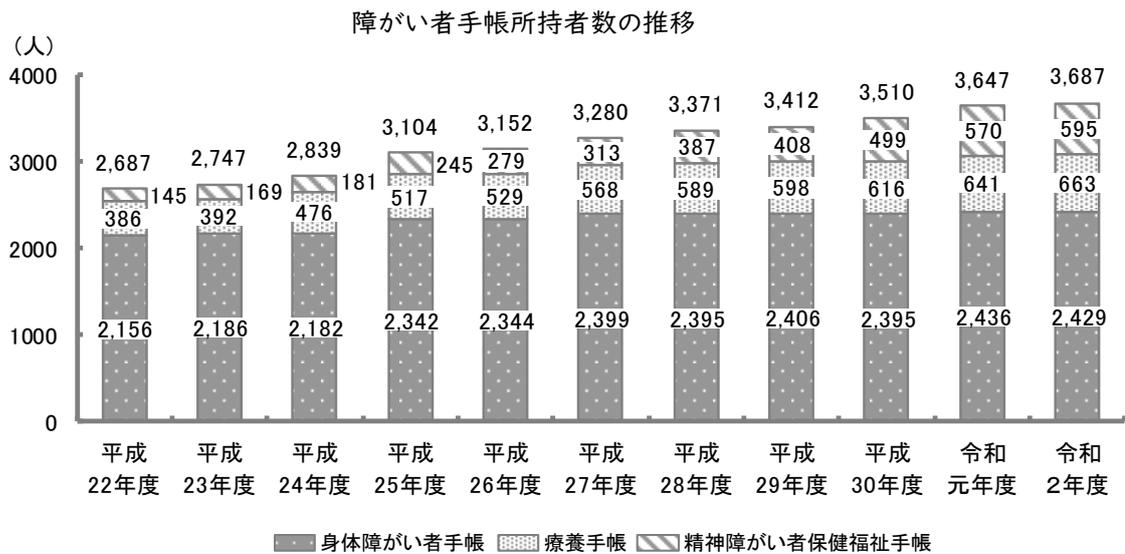
全国的に上昇傾向である中、大きな変化はありません。



③ 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年度は3,687人となっています。

また、身体障がい者手帳所持者は増減を繰り返しておりますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は、年々増加しており、令和2年度は、身体障がい者手帳所持者は2,429人、療育手帳所持者は663人、精神障がい者保健福祉手帳所持者は595人となっています。

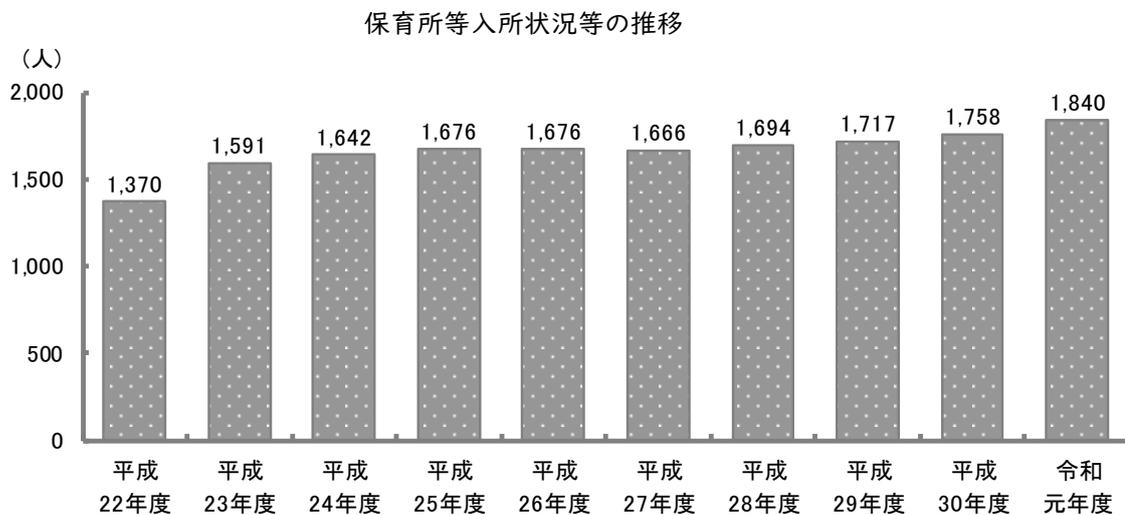


※令和2年度は、10月末現在

資料：香芝市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

④ 保育所等入所状況の推移

保育所等入所状況の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和元年度は1,840人となっています。



資料：第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画

2 市民意識調査結果等からみえる現状

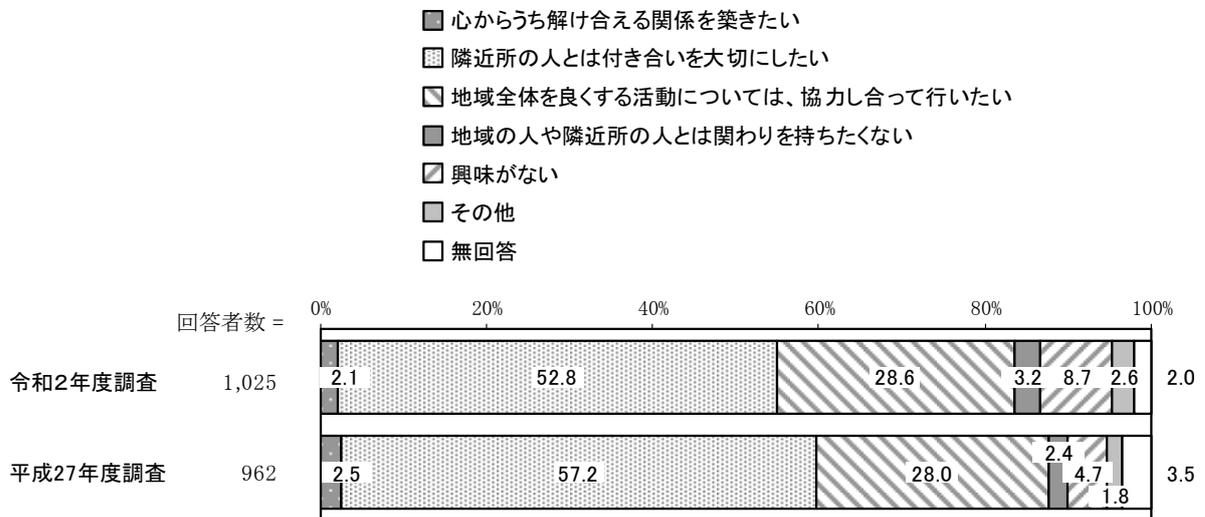
(1) 市民意識調査の結果

① 地域生活及び福祉課題について

○ 今後の-近所との関わりの意向

「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「地域全体を良くする活動については、協力し合って行いたい」の割合が 28.6%となっています。

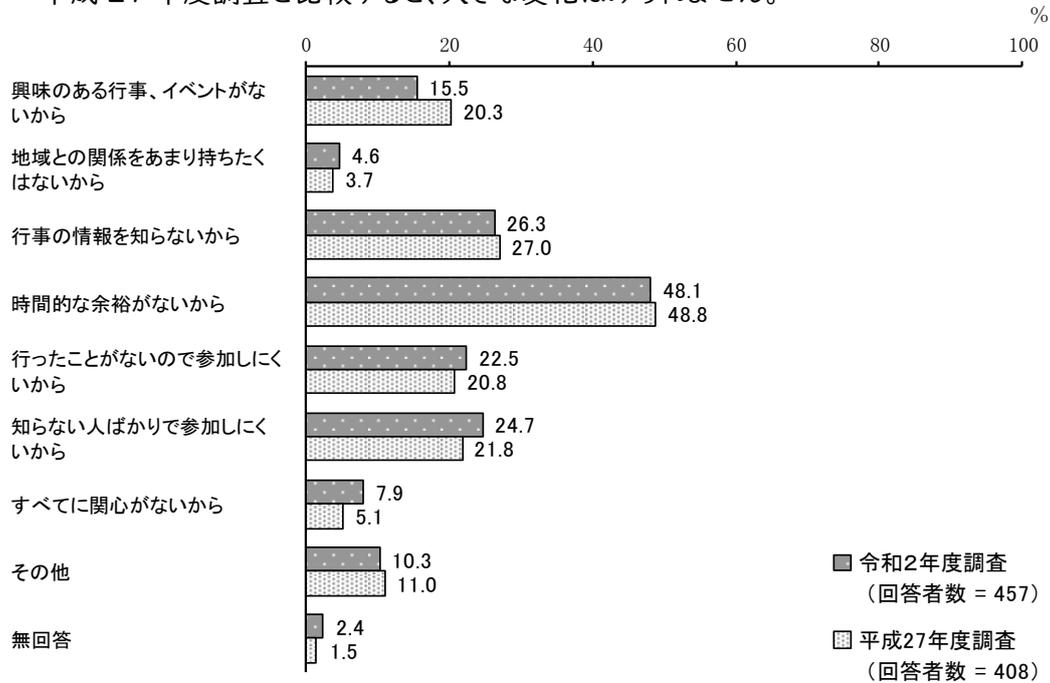
平成 27 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○ 地域の行事、地域活動等への参加をしない理由

「時間的な余裕がないから」の割合が 48.1%と最も高く、次いで「行事の情報を知らないから」の割合が 26.3%、「知らない人ばかりで参加しにくいから」の割合が 24.7%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年齢別】

年齢別でみると、他に比べ、20～24 歳、30～34 歳、55～59 歳で「時間的な余裕がないから」の割合が高くなっています。

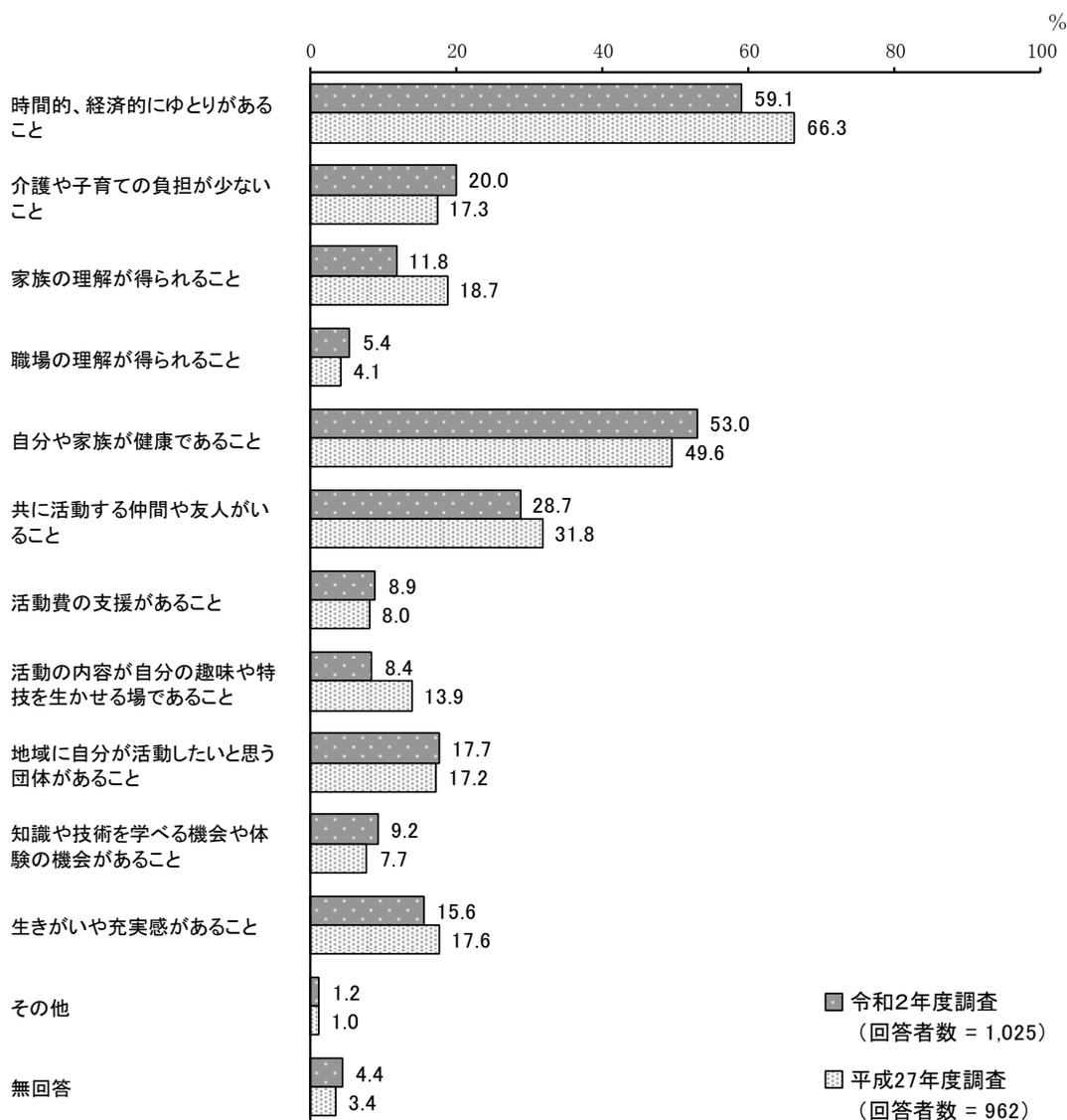
単位:%

区分	有効回答数(件)	興味のある行事、イベントがないから	興味のある行事、イベントがないから	地域との関係をあまり持ちたくないから	地域との関係をあまり持ちたくないから	行事の情報を知らないから	行事の情報を知らないから	時間的な余裕がないから	時間的な余裕がないから	行ったことがないので参加しにくいから	行ったことがないので参加しにくいから	知らない人ばかりで参加しにくいから	知らない人ばかりで参加しにくいから	すべてに関心がないから	すべてに関心がないから	その他	その他	無回答	無回答
20歳未満	8	—	—	25.0	50.0	—	—	37.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.5	—
20～24歳	28	17.9	—	53.6	64.3	14.3	14.3	7.1	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25～29歳	35	14.3	—	31.4	54.3	25.7	25.7	8.6	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30～34歳	41	12.2	2.4	29.3	65.9	26.8	22.0	4.9	9.8	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35～39歳	38	13.2	5.3	28.9	60.5	23.7	23.7	2.6	10.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40～44歳	32	12.5	3.1	37.5	50.0	34.4	34.4	9.4	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45～49歳	42	21.4	4.8	19.0	57.1	21.4	31.0	7.1	9.5	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50～54歳	37	24.3	5.4	24.3	59.5	35.1	35.1	2.7	5.4	2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55～59歳	32	9.4	9.4	21.9	65.6	21.9	28.1	12.5	12.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60～64歳	27	7.4	7.4	18.5	44.4	14.8	11.1	18.5	18.5	3.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
65～69歳	41	19.5	7.3	22.0	31.7	7.3	19.5	7.3	7.3	7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70～74歳	43	11.6	9.3	23.3	30.2	25.6	30.2	7.0	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75歳以上	53	20.8	1.9	17.0	15.1	22.6	22.6	5.7	20.8	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 地域活動をすすめていく上で、必要な条件

「時間的、経済的にゆとりがあること」の割合が59.1%と最も高く、次いで「自分や家族が健康であること」の割合が53.0%、「共に活動する仲間や友人がいること」の割合が28.7%となっています。

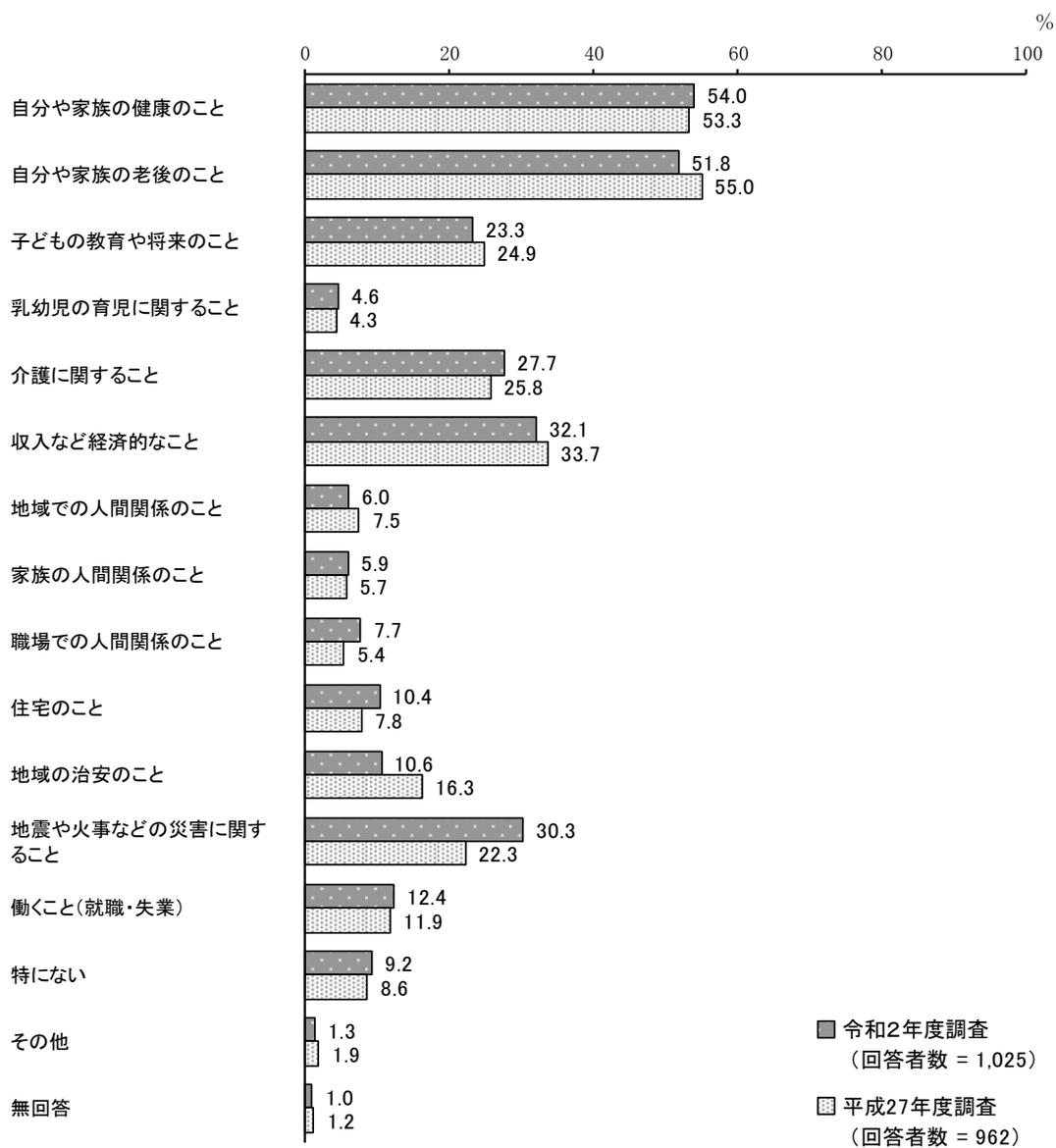
平成27年度調査と比較すると、「時間的、経済的にゆとりがあること」「家族の理解が得られること」「活動の内容が自分の趣味や特技を生かせる場であること」の割合が減少しています。



○ 日常生活で悩みや不安を感じる点

「自分や家族の健康のこと」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」の割合が 51.8%、「収入など経済的なこと」の割合が 32.1%となっています。

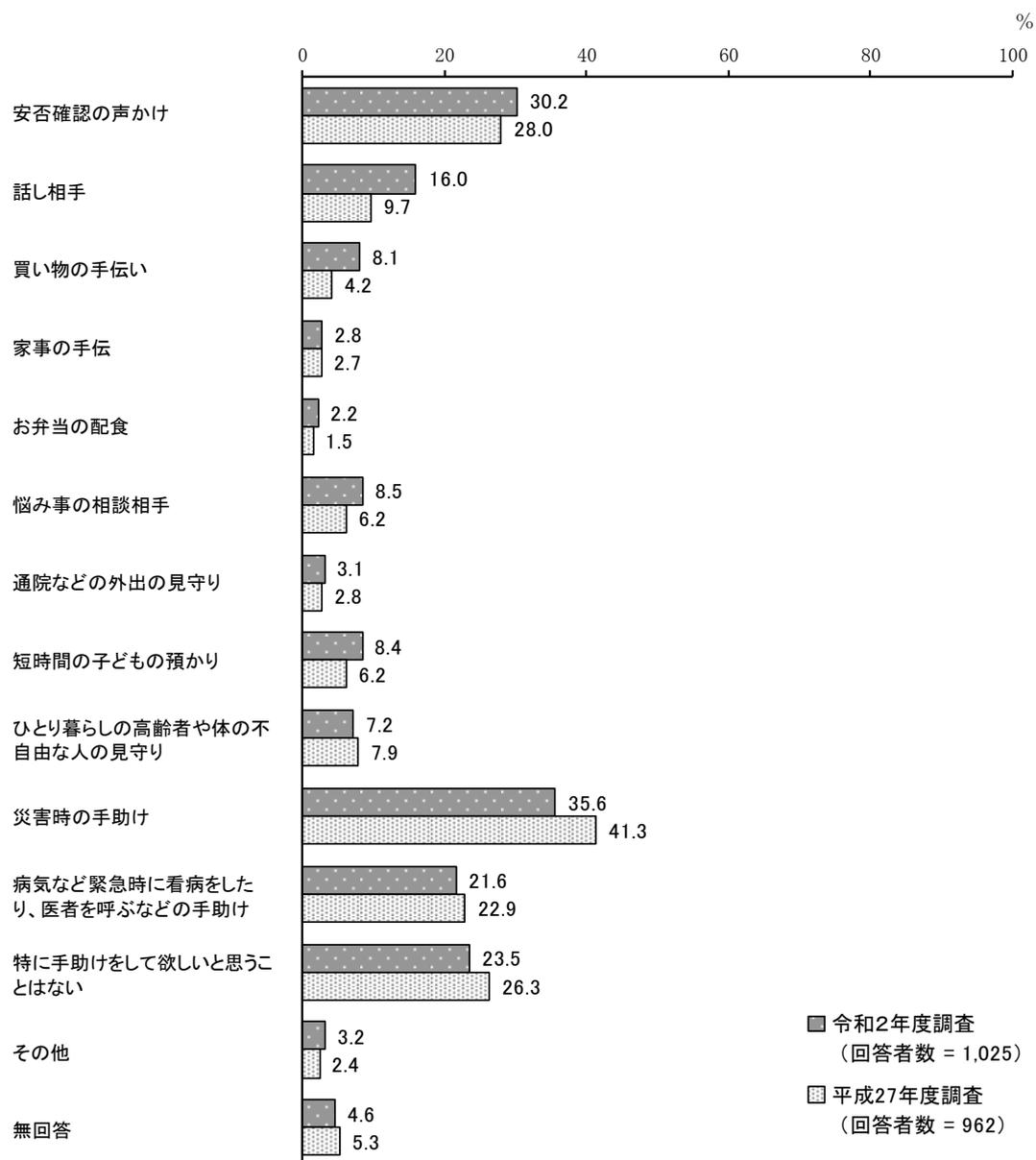
平成 27 年度調査と比較すると、「地震や火事などの災害に関すること」の割合が増加しています。一方、「地域の治安のこと」の割合が減少しています。



○ 近所との関わりの中で、あなたや家族が困っていることで、「手助けをして欲しい」と思うこと、または、「うれしかった手助け」

「災害時の手助け」の割合が 35.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の割合が 30.2%、「特に手助けをして欲しいと思うことはない」の割合が 23.5%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「話し相手」の割合が増加しています。一方、「災害時の手助け」の割合が減少しています。

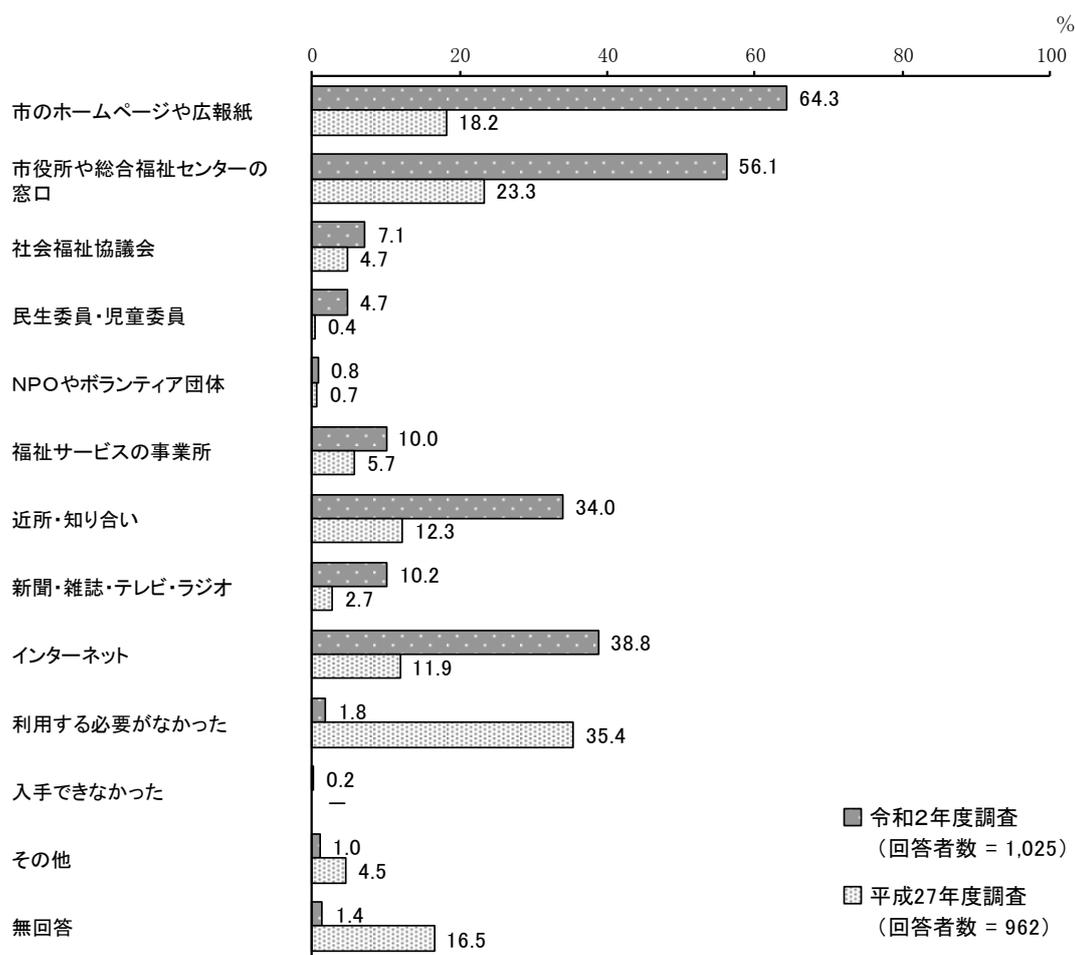


② 福祉サービスについて

○ 福祉サービスの情報入手方法

「市のホームページや広報紙」の割合が64.3%と最も高く、次いで「市役所や総合福祉センターの窓口」の割合が56.1%、「インターネット」の割合が38.8%となっています。

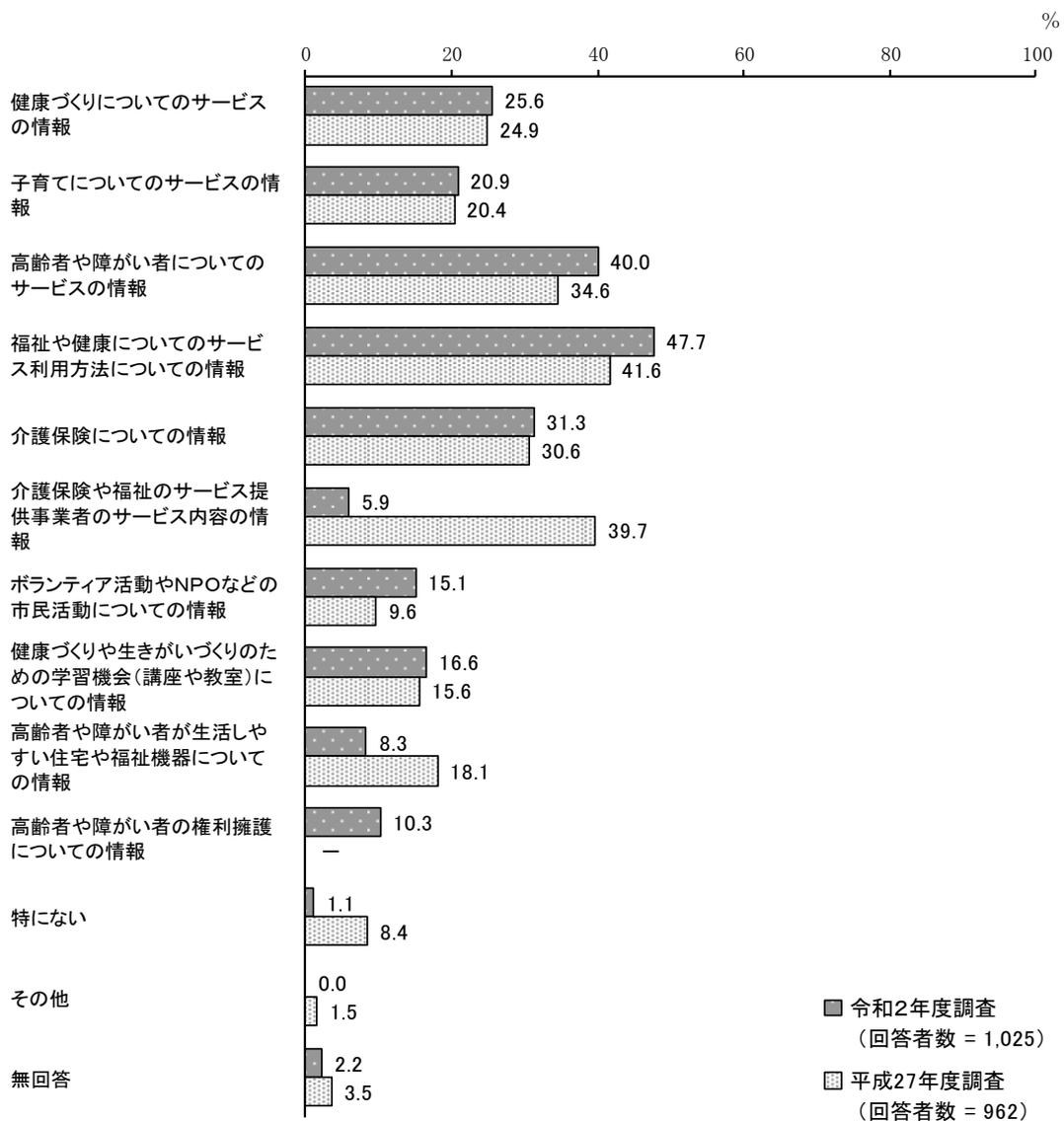
平成27年度調査と比較すると、「市のホームページや広報紙」「市役所や総合福祉センターの窓口」「近所・知り合い」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」「インターネット」の割合が増加しています。一方、「利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



○ 福祉や健康の知りたい情報、または充実してほしい情報

「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」の割合が47.7%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」の割合が40.0%、「介護保険についての情報」の割合が31.3%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」「ボランティア活動やNPOなどの市民活動についての情報」の割合が増加しています。一方、「介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容の情報」「高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報」「特にない」の割合が減少しています。



【居住年数】

居住年数別で見ると、他に比べ、転入後 5 年以上 10 年未満、転入後 1 年以上 5 年未満で「子育てについてのサービスの情報」の割合が、生まれてからずっと、転入後 20 年以上で「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」の割合が高くなっています。

単位:%

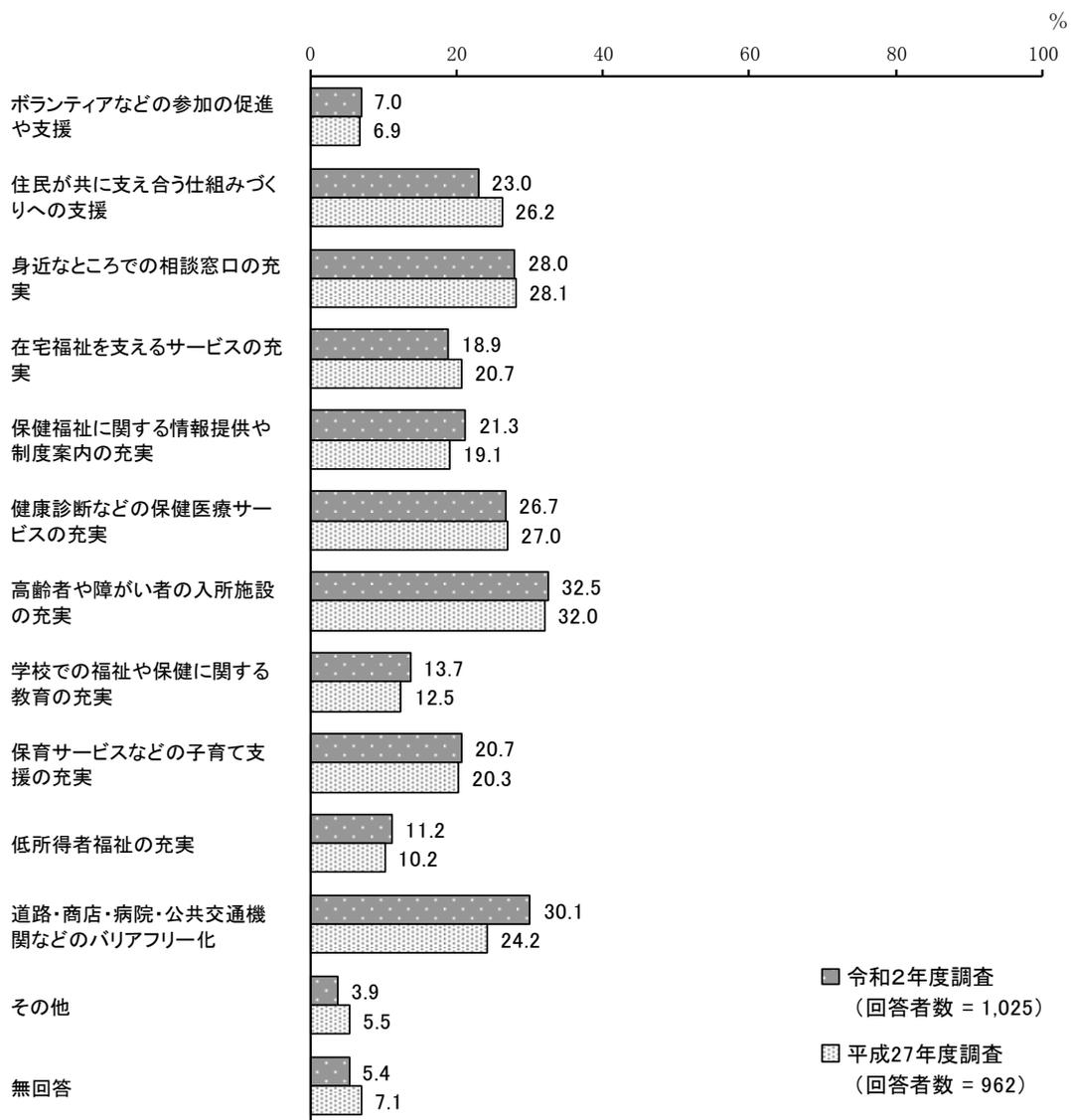
区分	有効回答数(件)	健康づくりについてのサービスの情報	子育てについてのサービスの情報	高齢者や障がい者についてのサービスの情報	福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報	介護保険についての情報	介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容の情報	ボランティア活動やNPOなどの市民活動についての情報	健康づくりや生きがいづくりのための学習機会(講座や教室)についての情報	福祉機器についての情報	高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報	高齢者や障がい者の権利擁護についての情報	特になし	その他	無回答
生まれてからずっと	166	24.1	21.7	38.0	50.0	34.3	4.8	13.3	16.9	8.4	6.6	1.2	-	2.4	
転入後 20 年以上	465	27.7	7.1	43.7	53.5	34.4	5.4	16.6	18.1	9.7	11.8	0.6	-	2.2	
転入後 10 年以上 20 年未満	216	25.5	25.5	43.5	48.1	35.2	8.8	17.1	18.1	6.5	6.9	1.4	-	2.8	
転入後 5 年以上 10 年未満	80	25.0	52.5	37.5	31.3	16.3	3.8	8.8	12.5	7.5	11.3	2.5	-	1.3	
転入後 1 年以上 5 年未満	78	20.5	53.8	20.5	30.8	15.4	6.4	14.1	9.0	5.1	12.8	1.3	-	-	
転入後 1 年未満	16	6.3	37.5	25.0	25.0	12.5	-	6.3	12.5	12.5	37.5	-	-	-	

③ 福祉のまちづくりについて

○ 住み慣れた地域で安心して暮らすために、重点的に取り組むべき施策

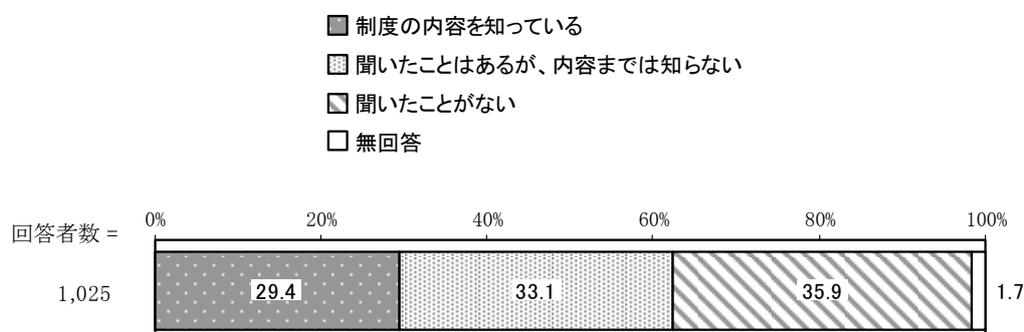
「高齢者や障がい者の入所施設の充実」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化」の割合が 30.1%、「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が 28.0%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化」の割合が増加しています。



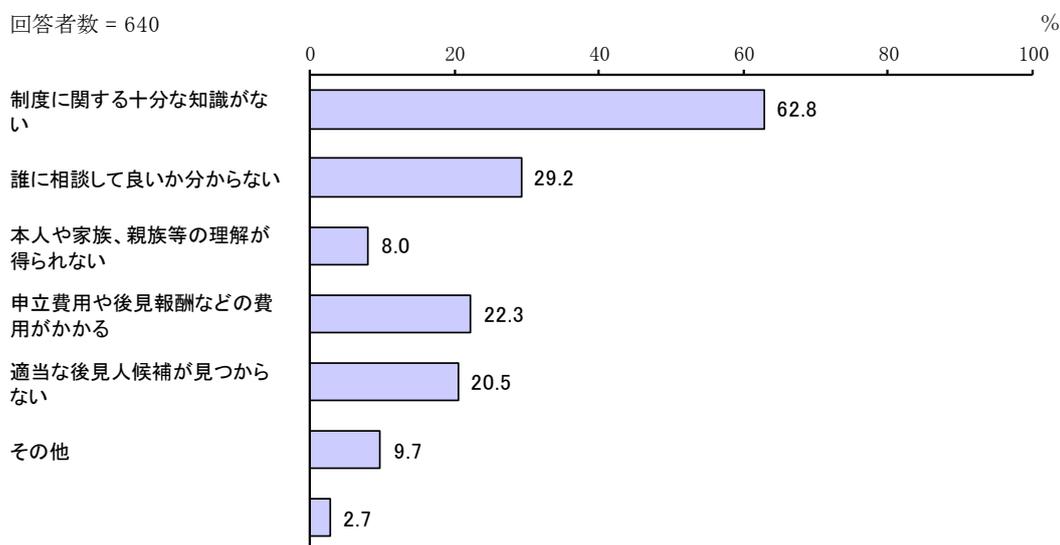
○ 「成年後見制度」の認知度

「聞いたことがない」の割合が 35.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が 33.1%、「制度の内容を知っている」の割合が 29.4%となっています。



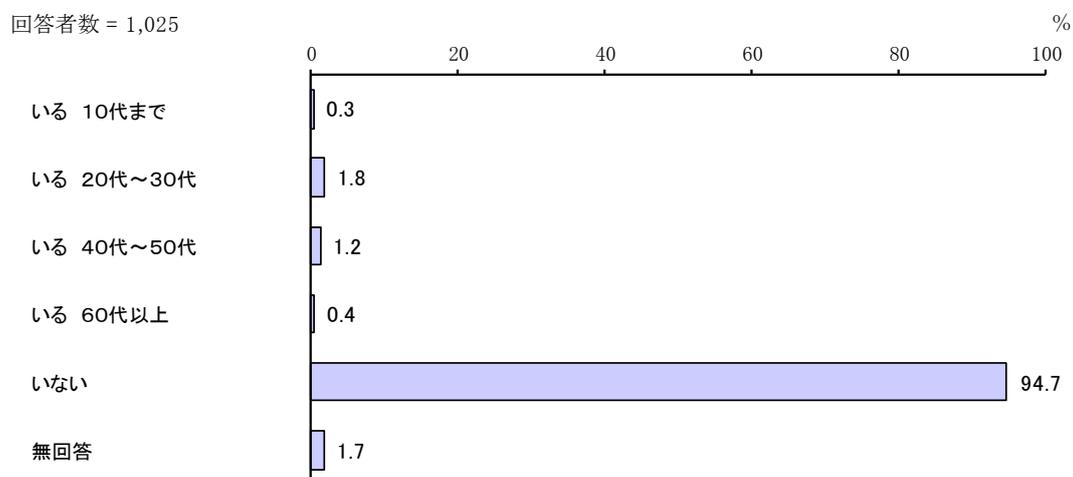
○ 「成年後見制度」の利用促進に向けての課題

「制度に関する十分な知識がない」の割合が 62.8%と最も高く、次いで「誰に相談して良いかわからない」の割合が 29.2%、「申立費用や後見報酬などの費用がかかる」の割合が 22.3%となっています。



○ あなたや家族の、ひきこもり状態の方の有無

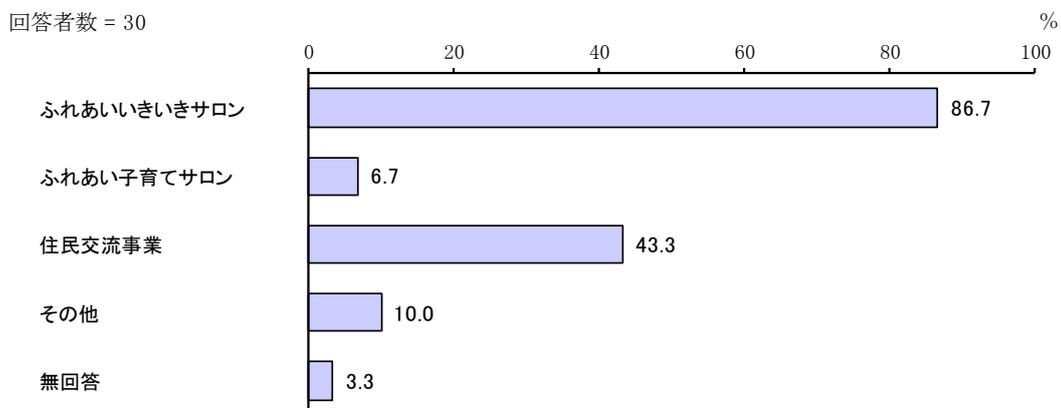
「いる」と回答した方の割合が 3.7%となっています。



(2) 小地域福祉活動調査

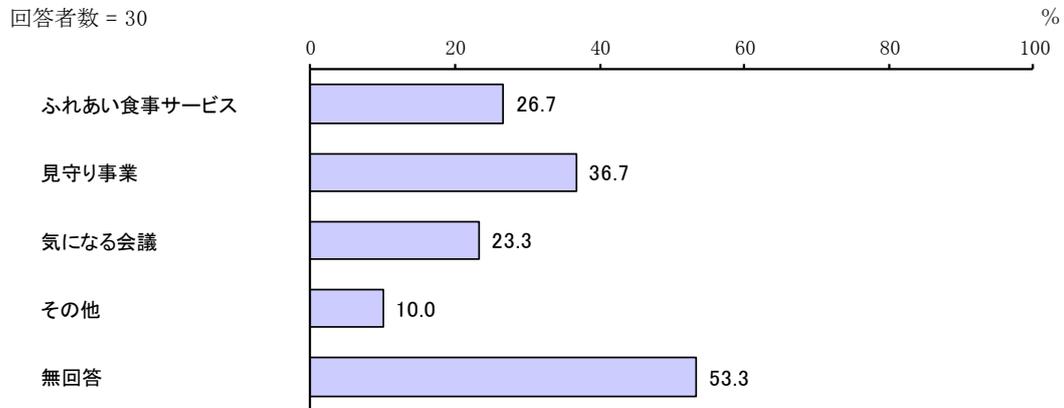
① つながりづくり(孤立防止)活動の状況

「ふれあいいきいきサロン」の割合が 86.7%と最も高く、次いで「住民交流事業」の割合が 43.3%となっています。



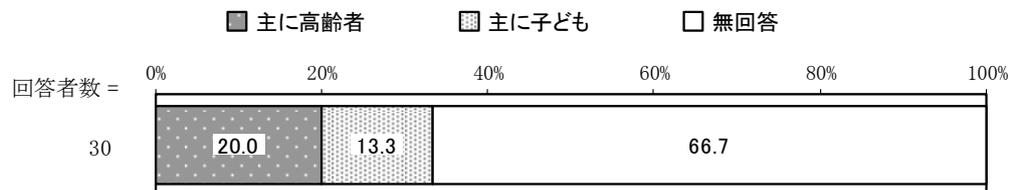
② 見守り活動の状況

「見守り事業」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「ふれあい食事サービス」の割合が 26.7%、「気になる会議」の割合が 23.3%となっています。



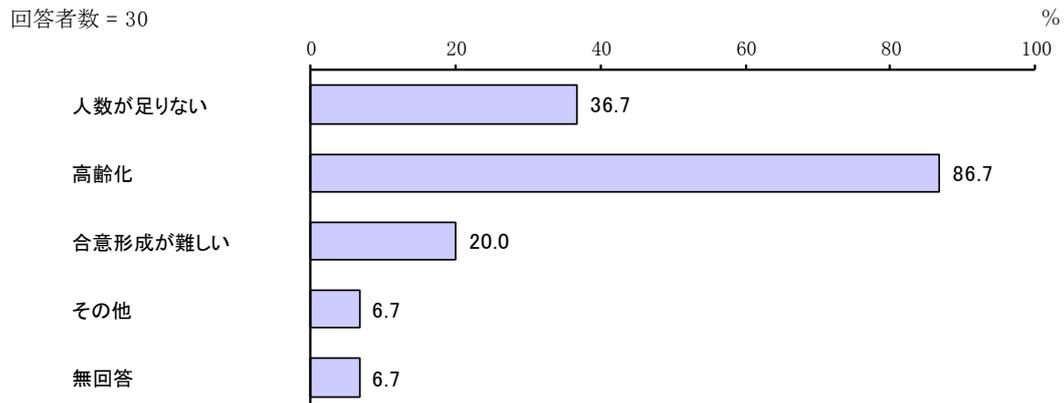
【見守り事業の対象者】

「主に高齢者」の割合が 20.0%、「主に子ども」の割合が 13.3%となっています。



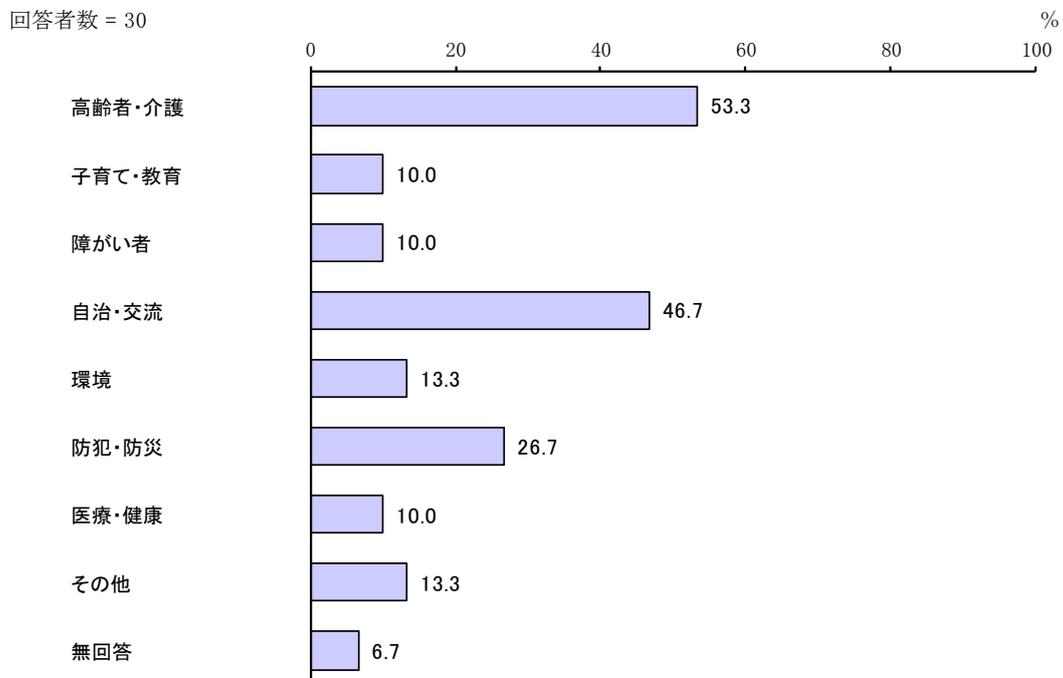
③ 活動を通して感じる組織の課題

「高齢化」の割合が 86.7%と最も高く、次いで「人数が足りない」の割合が 36.7%、「合意形成が難しい」の割合が 20.0%となっています。



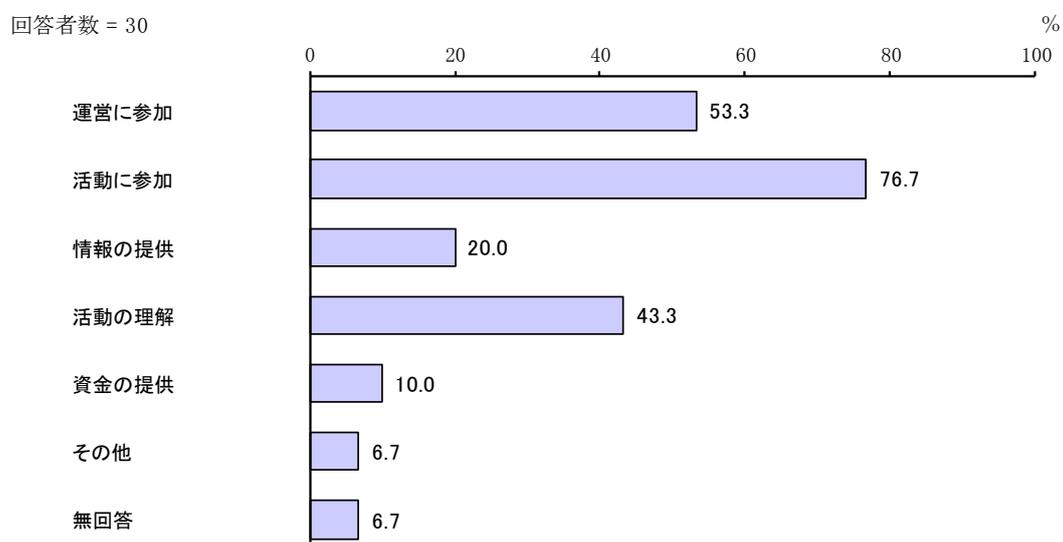
④ 活動を通して感じる地域の課題

「高齢者・介護」の割合が53.3%と最も高く、次いで「自治・交流」の割合が46.7%、「防犯・防災」の割合が26.7%となっています。



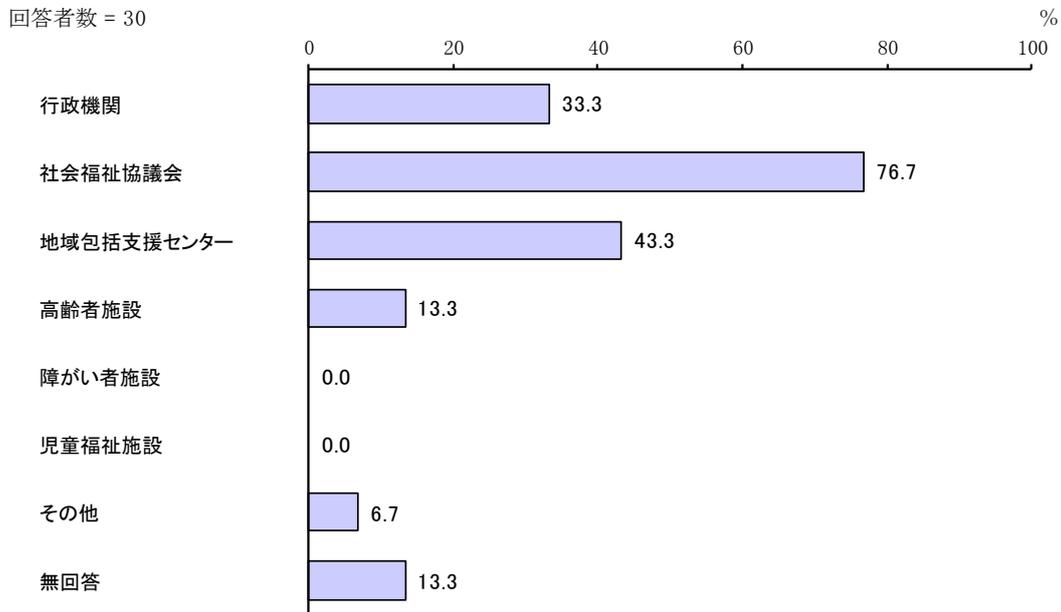
⑤ 活動をより充実させるために地域住民に求めたいこと

「活動に参加」の割合が76.7%と最も高く、次いで「運営に参加」の割合が53.3%、「活動の理解」の割合が43.3%となっています。



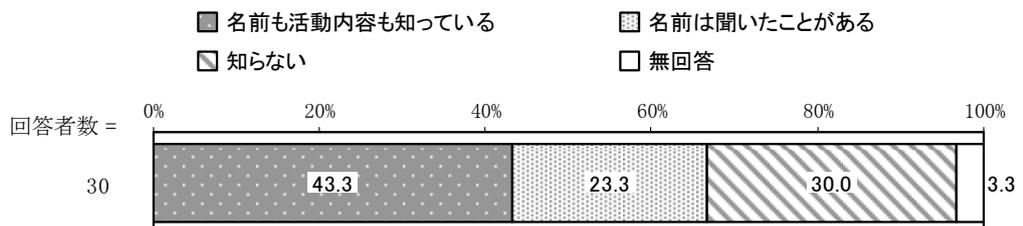
⑥ 活動をより充実させるために連携・協働をしたい専門機関

「社会福祉協議会」の割合が76.7%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」の割合が43.3%、「行政機関」の割合が33.3%となっています。



⑦ 本市で活動しているコミュニティソーシャルワーカーについて

「名前も活動内容も知っている」の割合が43.3%と最も高く、次いで「知らない」の割合が30.0%、「名前は聞いたことがある」の割合が23.3%となっています。



3 本市の地域福祉を取り巻く課題

本市の地域福祉を取り巻く課題を、市民意識調査結果等、事業の実施状況から、前計画の政策分野ごとに整理しました。

「政策分野Ⅰ 市民協働参画による福祉コミュニティの形成」の課題

(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用

本市では、地域福祉の担い手の育成のため地域の人材育成を行っていますが、地域からは担い手の高齢化や参加者不足が課題としてあげられています。市民意識調査結果では、地域活動への市民の参加状況に変化は見られず、時間的余裕のなさや活動内容がわからないことなどが不参加の主な理由となっています。

また、本市では若い年代の人口割合が高いものの、市民意識調査結果では、若い年代において地域の活動の情報が届いていないことがうかがえます。市民を地域の活動につなげるために、活動内容の積極的な情報提供やその方法の検討、変化する社会情勢や市民の現状に対応した、より参加しやすい取り組みを検討していくことが必要です。

(2) 地域福祉活動団体等との連携

地域の福祉課題が複雑化・多様化し、行政だけでは解決することが難しくなる中、小地域福祉活動調査では、8割近くの団体が社会福祉協議会との連携・協働を求めており、地域福祉活動団体との連携はますます重要になっています。

第2期計画において、コミュニティソーシャルワーカーを設置し、小地域福祉活動調査では、コミュニティソーシャルワーカーの認知度は4割となっており、今後も引き続き周知啓発を図るとともに、団体との連携を深めていくことが重要です。また、地域での課題の解決に向けて、関係機関、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、地域福祉活動団体で情報を共有し、連携・協働による支援の取り組みが必要です。

(3) 市民の福祉と人権意識の高揚

市民意識調査では、地域活動について、参加してみたい活動は特にないと考える市民が半数近くになっています。また、近所とのかかわりを持ちたいと考えている市民の割合も低くなっています。一方で、小地域福祉活動調査では、地域活動団体はより多くの市民に、活動への参加や理解を求めています。地域福祉の土台となる意識の醸成を行い、地域活動につなげるために、地域での交流を促進し、地域の支え合いの心を育み、地域福祉を推進していくことが必要です。

「政策分野2 市民に質の高い福祉サービスの提供」の課題

(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

市民意識調査結果では、市民が必要とする福祉や健康の情報については、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」約5割、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」が約4割と増加しています。

また、市民意識調査結果では、サービスの満足度については高くなっており、相談窓口についての不満が減っています。そのような中で、市民の情報入手手段は、多様となっており、年代に応じた情報手段による、情報提供が必要です。

(2) 福祉課題への総合的・専門的な対応とケアマネジメントの仕組みづくり

支援を必要とする人がひきこもり等、制度の狭間の問題が指摘されています。市民意識調査結果では、本市でも3.7%のひきこもり実態があることが明らかになっており、様々な地域課題に対し、支援を必要とする人が、適切な支援により早くつながる包括的な支援体制づくりが必要となっています。

そのような中、小地域福祉活動調査では、コミュニティソーシャルワーカーの認知度は4割程度となっています。市民の抱える生活課題について、解決につなげていくためには、コミュニティソーシャルワーカーを中心とした地域での問題を発見する、アウトリーチの機能と、問題解決につなげる行政等の福祉に関する専門機関との連携が重要となります。

(3) あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進

市民意識調査結果では、市民の権利擁護への関心については、「高齢者や障がい者の権利擁護についての情報」の充実を希望する割合が1割と、市民の関心は低いと言えます。一方で、虐待通報件数については増加傾向にあり、早期発見の仕組の構築が必要です。地域で暮らすすべての人が、尊厳を保たれた生活を送るために、関係機関と連携を強化するとともに、市民の意識を高めるための権利擁護に関する情報提供を進め、また、市民への成年後見制度の周知・啓発を進める必要があります。

「政策分野3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成」の課題

(1) すべての市民が安心して外出できる環境づくり

市では、デマンド交通の導入等、市民が安心して外出できる環境づくりに取り組んでいます。

そのような中、市民意識調査結果では、市民の高齢者や障がい者にとって暮らしやすい都市環境の充実度について、充実しているとの回答は2割で前回調査と変化はみられていません。また、道路・商店・病院・公共交通機関などのバリアフリー化を望む割合は3割、外出に関わる手助けを求める声も、前回調査と比べて増加しています。

特に外出支援のニーズが増加していることから、買い物や通院や様々な社会参加につながるよう、移動支援等の検討が必要です。

(2) 市民生活の安全安心の向上

市では出前講座や防災訓練の実施など地域の自主防災組織の活性化に取り組んでいますが、担い手不足などにより十分な活性化につながっていない地域があります。

そのような中、市民意識調査結果では、災害に対する市民の意識は前回調査より1割高くなっており、してほしい手助けについても「災害時の手助け」の割合が3割半ばとなっています。また、2割半ばの地域活動団体は「防犯・防災」を地域の課題と感じており、1割が「要支援者の把握ができない」となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高まる防災の意識を活動につなげ、安心・安全なまちづくりに展開するとともに、地域福祉の促進につなげる必要があります。

「政策分野4 市民の生きがいと健康づくりの推進」の課題

(1) 市民の生きがいづくりの推進

市では生涯学習支援、シルバー人材センターや障がい者の就労のための支援や環境づくりといった生きがいづくりに取り組んでいます。市民意識調査結果では、市民の社会福祉協議会の活動に対する認知度も高まってきており、生きがいづくりのための情報のニーズも高まっています。また、小地域福祉活動調査では、小地域福祉活動の参加者は、活動を通じて達成感や自分自身の成長を感じていることから、地域に関わりを持つことによって得られる体験等を周知し、社会参加を図る必要があります。

(2) 市民の健康づくりの推進

市では、健康づくりの取り組みとして介護予防事業や健（検）診の充実や意識啓発等を展開しています。そのような中、市民意識調査結果では、市民の半数が、地域活動をすすめていく上で、自身や家族の健康を重要と考えており、健康づくりのための情報提供へのニーズも前回比較で高まっています。

生涯を通じて住み慣れた地域で生活していくために、今後も介護予防事業や生活習慣病予防に取り組むとともに、身近な地域での健康づくり活動の支援体制の整備が必要です。また、地域と医療の連携についても取り組んでいくことが必要です。

(3) 安心して子育て・子育てのできるまち

市では、子育て支援センターの活用や医療費助成等の子育て・子育て支援を実施してきました。そのような中、市民意識調査結果では、市民が知りたい情報として「子育てについてのサービスの情報」が20代後半から40代前半の子育て世代において5～6割、転入後10年未満では約4割～5割となっています。また、地域活動での見守り活動として、子どもが対象のものは1割、ふれあい子育てサロンは6.5%となっています。

子育てについてニーズを捉え、適切な子育て支援サービスを提供するための情報提供を推進し、安心して子育て・子育てができるようにつなげることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方



計画の基本的な考え方

Ⅰ 計画の基本理念

「第5次香芝市総合計画」では、市の目指す将来像を「笑顔をもっと 元気をずっと ~誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～」とし、第4次総合計画の理念を受け継ぎ、住宅都市としての「暮らしやすさ」をさらに深め、「住む」だけにとどまらず、「働く」「遊ぶ」「活動する」「訪れる」など、多彩なまちの機能と魅力を発掘・創造するとともに、香芝に関わるすべての人たちの多様な暮らし、多様な生き方を可能にし、人が集まり、活気あるまちを目指しています。

健康・福祉分野の基本的政策方針を『健康で自分らしく過ごせる毎日のために。』とし、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい毎日を過ごすことができるまちを目指しています。

地域福祉をめぐる状況は、大きく変化しており、様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しています。これらの課題の解決においては、地域福祉推進の主役である市民、自らが暮らす地域の問題を「我が事」ととらえ主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、香芝市社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、市民の生活課題を「丸ごと」解決できる体制を構築することが必要となります。

本計画では、総合計画の目指す将来像や健康・福祉分野の基本的政策方針を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の実現を目指し、基本理念を『みとめあい、つながりあう「共生」のまち かしば』とし、本市に暮らすすべての人が、お互いを認め尊重し合うことにより、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、その「共生」の輪(和)を広げることで、笑顔と元気が地域にあふれる活気のあるまちを目指します。

基本理念

みとめあい、つながりあう「共生」のまち かしば



|| 2 計画の政策分野

本計画では、基本理念を達成するため、次の4つの分野ごとに、様々な取り組みの展開を図っていきます。

(1) 市民協働参画による福祉コミュニティの形成

地域に暮らすだれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、市民の福祉意識の醸成や多様な人々の交流を促進することで、支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、かつ連携しあうことで、みんなで支え合う地域を目指します。

(2) 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

地域に暮らすだれもが、生活上の困りごとについて気軽に相談でき、一人ひとりの尊厳や権利を保ち、その人の生活課題に応じた的確な支援につながり、解決につなげる包括的な支援体制を構築します。

地域の資源を効果的につなげるため、コミュニティソーシャルワーカーがつなぎ役となりながら、住民、地域、福祉関係者、行政等の連携を図ります。

さらに、制度等のわかりやすい情報提供や相談体制の充実に努め、質の高い福祉サービスを引き続き提供していくことを目指していきます。

(3) 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

地域に暮らすだれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域の防災・防犯体制の強化を進め、災害に強いまちづくりをすすめます。

また、移動や住まいの支援、バリアフリー化やユニバーサル・デザインの視点を踏まえたまちづくりの推進など、生活環境の充実や地域で安心して暮らせる環境をつくります。

(4) 市民の生きがいと健康づくりの推進

地域に暮らすだれもが、地域でいつまでもいきいきと暮らし続けていくことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに関する様々な活動に取り組むことができるよう関係機関と連携し、環境を整えます。

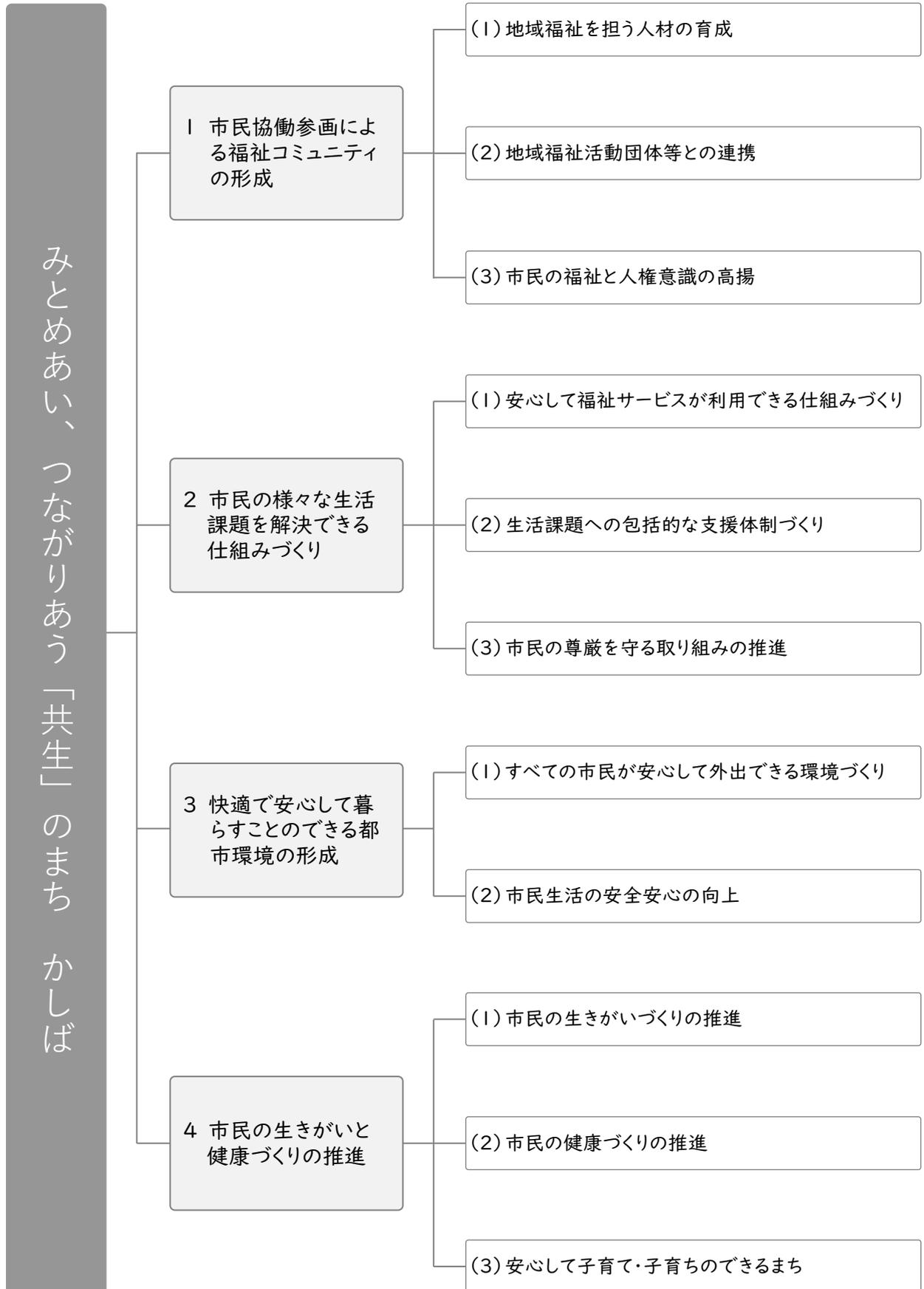
また、これからも安心して子育て・子育てができる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系

[基本理念]

[政策分野]

[施策]



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

政策分野Ⅰ 市民協働参画による福祉コミュニティの形成

政策分野Ⅰにおける主たる
[持続可能な開発目標(SDGs)]



(1) 地域福祉を担う人材の育成

【今後の方向性】

地域福祉を推進するためには、担い手となる人材の育成が不可欠であることから、ボランティア活動に関する情報発信や支援を積極的に行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化に取り組みます。

また、多様な主体の地域福祉活動への参画を図り、ネットワークの強化や協働に向けた支援により、人材育成に向けた取り組みを推進します。

① 市民活動団体・ボランティアの育成

市民の取り組み

- ボランティアに関心を持ち、身近な地域でのボランティア活動について情報収集しましょう。
- ボランティア活動の機会があれば、気軽に参加しましょう。
- 地域との関わり合いやつながりに関心を持ち、ボランティア活動を通じて、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 地域の一員であるという意識を持ち、自治会などの地域活動に参加・協力しましょう。
- ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアセンターにおいて、ボランティアに関する相談、活動紹介、情報提供などを行い、市民がボランティアに参加しやすい環境づくりに取り組み、登録者の拡充を図ります。
- ボランティアセンターにおいて、各種講座、研修を通じて新たなボランティアの育成に取り組みます。
- ボランティアセンターにおいて、活動団体やグループに対して補助金や助成金に関する情報の提供をおこないます。

- 社会福祉大会において、社会福祉の推進に寄与し多大な功績のある社会福祉関係者を表彰し、講演会等を実施することにより地域福祉を担う人材の育成に努めます。

行政の取り組み

- 市内の市民活動団体やボランティア団体などの民間非営利組織が、継続的かつ安定的な活動と団体の自立を促すための講座等を実施します。
- 子育てサポーター、介護予防リーダー、手話通訳者その他のコミュニケーション支援者など福祉健康分野におけるボランティアの養成に取り組みます。

② 協働事業の推進

市民の取り組み

- 地域の課題に目を向け、住みよい地域となるよう積極的に活動に参加しましょう。

行政の取り組み

- 香芝市まちづくり提案活動支援事業により補助金を受けた団体による成果報告会を行い、団体同士の交流を促進するとともに、他団体の運営方法を学ぶ機会を提供します。また、その報告をまとめ、ホームページで公開します。
- まちづくりパートナー制度の活用を図り、様々な分野での知識・経験・能力等を持つ人材が行政に参画し、地域課題に取り組みます。
- 連携協定を結ぶ大学、民間企業の知見やノウハウ、学生の力等を行政に取り入れ、地域課題に取り組みます。
- 商工会やハローワーク等の各種関係団体と協働連携して、まちづくり活動に参画する市内企業の掘り起こしや人材育成に取り組みます。
- 高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを配置し、協議体において市民、民間事業者、ボランティア、社会福祉協議会等の生活サービスを担う事業主体と行政が連携しながら生活支援と介護予防の取り組みを進めます。

(2) 地域福祉活動団体等との連携

【今後の方向性】

地域が抱える課題の解決に向けて、市民活動やNPOや民間企業の活動を支援するとともに、社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員等との協働や、様々な専門機関等との連携により、地域を見守る関係者等とのネットワークの一層の強化に向けて、地域・行政が一体となって取り組みます。

① 地域福祉推進委員会等による地域福祉活動の推進

市民の取り組み

- 地域団体間において情報交換会の開催など、情報の共有化を進めましょう。
- 地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロン実施団体の活動を理解し、参加、協力をしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロンと連携しながら「つながり」や「見守り」のある地域づくりを推進します。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロンの新たな組織化を支援します。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロン等と連携しながら、気になる人や気になることについて、見守りや支援について話し合うための「気になる会議」の開催を支援します。
- 地域福祉活動の広がりをも目的として、地域福祉推進委員会・ふれあいいいききサロン実施団体による情報交換、交流、連絡、調整、提言等を行う地域福祉活動連絡会議を開催します。

② 民生委員・児童委員の活動支援

市民の取り組み

- 地域の民生委員・児童委員を把握し、共有をしましょう。
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力をしましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、民生委員・児童委員と連携しながら「つながり」や「見守り」のある地域づくりを推進します。

行政の取り組み

- 研修会や意見交換を行うなど、地域福祉の担い手として民生委員・児童委員の各種行政サービスに関する知識の向上を支援します。
- 地域において生活課題を抱える人を発見し、必要に応じて行政機関等へのスムーズな相談・支援につなぐことができるように民生委員・児童委員の活動を支援します。
- 市民にとって民生委員・児童委員が身近な地域の相談役として機能するようにその活動や役割について周知を図っていきます。

③ 福祉当事者団体への支援

市民の取り組み

- 積極的に団体活動に参加し、福祉当事者が抱える問題について情報を共有しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ふたかみクラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障がい者福祉協会等の福祉当事者団体の行う社会参加、地域交流等の活動を支援し、福祉当事者の生活課題の予防、解決に努めます。

行政の取り組み

- 福祉当事者団体が担う活動について、社会福祉協議会等関係機関と相互に連携を図りながら、福祉当事者及びその家族等が抱える生活課題の解決につながるよう支援を行います。

(3) 市民の福祉と人権意識の高揚

【今後の方向性】

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、地域福祉に関する意識啓発を充実し、地域全体で福祉と人権意識の高揚を図ります。

また、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や地域の人々との交流を通じて学ぶ、生活に結びつく福祉教育・人権教育を行い、思いやりや助け合い、支え合いの心を持つことができる子どもを育成します。

① 市民の交流の促進

市民の取り組み

- 普段からお互いにあいさつや声をかけ合いましょう。
- 地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。
- 地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 地域の子ども会や老人クラブなど交流の場に参加しましょう。
- ご近所にひとり暮らしの高齢者など支援が必要な人がいれば、買い物やゴミ出しなど気にかけて積極的な見守りや助け合いを行いましょう。
- 地域の見守り活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロンの活動を通して、市民の身近な地域での交流を促進します。
- 市民の交流の促進のため、地域での行事やイベントに必要な備品整備を行い地域の各種団体等へ貸出を行います。

行政の取り組み

- 総合福祉センターにおける貸室、かしば・屯鶴峯温泉その他の施設を市民の交流の場として広く利用に供するため、適切な維持管理に努めます、
- 都市公園や文化施設、中央公民館、地域交流センターなど市民の憩いの場や交流の場を市民が安全に安心して利用できるよう適切な維持管理に努めます。

② 学校教育などの場での福祉教育の推進

市民の取り組み

- 家庭などにおいて本(絵本)の読み聞かせ等を通じて命の尊さを伝えましょう。
- 家庭で福祉について話し合う機会を持ちましょう。
- 子どもから高齢者までの誰もがそれぞれの活動や機会において福祉教育への関心を持ちましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- 高齢者、障がい者など様々な人と交流しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアセンターにおいて、地域の障がい者やボランティアとともに、学校における福祉体験学習、学習会、講習会の開催支援を行い、福祉教育を推進します。

行政の取り組み

- 児童・生徒に対して地域の福祉事業所や福祉施設の利用者、職員、福祉活動に携わる方とのふれあいの機会を提供することにより、福祉について直に学ぶとともに、人権意識を育てます。
- ボランティア活動などの様々な社会体験を通して、児童・生徒の福祉の心の醸成を図るとともに、福祉に関わる実践力を育てます。

③ 福祉と人権に関する市民への啓発

市民の取り組み

- 地域での助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。
- 誰もが暮らしやすいまちになるよう、高齢化の進行に伴う影響など身近な福祉に関することに関心を持ちましょう。
- 社会福祉協議会や行政などが開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 福祉や人権についての講演会等に参加し、人権意識を高めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等のそれぞれの所属する連合会等に対して「つながり」「見守り」のある地域づくりについての啓発、協力要請を行っていきます。

行政の取り組み

- 市民が福祉について学ぶことができるように、福祉当事者との出会いや意見を交換する場の創設に努めます。
- 生活の場において身近で参加しやすいテーマを取り上げた人権講演会を実施するなど、市民の人権意識の高揚に効果的に取り組みます。

④ 寄付文化の醸成

市民の取り組み

- 寄付や募金によって行われる、社会貢献活動について知りましょう。
- 寄付や募金も福祉活動の一環であることを理解し、協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉への関心を高めるとともに、寄付文化の醸成や共同募金、クラウドファンディングなどによる地域における公益的な取り組みや企業の社会貢献活動との協働等の取り組みを推進していきます。

行政の取り組み

- 社会福祉協議会と連携して共同募金などの取り組みを推進します。

政策分野2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

政策分野2における主たる

[持続可能な開発目標(SDGs)]



(1) 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり

【今後の方向性】

市民が抱える悩みや問題は多様化しており、支援を必要とする人が適切なサービスを選択し、利用できるよう、相談支援体制の充実や福祉サービスについてわかりやすい情報提供に取り組むとともに、地域の実情に即したサービスの充実を図ります。

① 市内での安定的な福祉サービスの提供

市民の取り組み

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- 福祉サービスについて問題がある場合は、事業者に対して明確に伝え、解決できない場合は、身近な相談窓口へ相談しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 分野を問わず気軽に相談できる窓口として、心配ごと相談等を実施します。
- 判断能力等の低下がみられる高齢者や障がい者が安心して日常生活が送れるよう日常生活自立支援事業を実施します。
- 低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行い、その者の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れることを目的に生活福祉資金貸付事業を実施します。
- 病気やケガなどの理由により一時的に必要な方に対して、車いす、福祉自動車の貸出を行います。

行政の取り組み

- 今後の市民ニーズや高齢化の状況など適切に調査・分析しつつ必要な福祉サービスの供給量を確保し、安定的に福祉サービスが提供できる体制を整えます。
- 高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域の実情に応じたサービスの整備や地域づくりを目指します。
- 圏域ごとに配置され、より身近なものとなった地域包括支援センターを拠点に、地域住民と関係機関による包括的なネットワークの構築及び相談支援の基盤強化を促進します。

② 地域に密着した福祉サービスの展開

市民の取り組み

- 福祉サービスの利用等についてわからないことは、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談し、自分に適したサービスを選ぶようにしましょう。

行政の取り組み

- 福祉施設について、ユニットケアやグループホームの実践のように居住性を重視しつつ、地域とのつながりを構築するための支援を進めていきます。
- 福祉サービスの利用者や家族がその地域において地域社会に支えられながら安心して自立した生活を営むため、共同生活援助・自立生活援助などの支援を進めていきます。

③ 市民にわかりやすい福祉情報の提供

市民の取り組み

- 日頃から市の広報紙やホームページなどの情報を確認し、福祉情報を収集しましょう。
- 地域の身近な人と、福祉についての情報交換をしましょう。
- 身近に情報入手が困難な人がいたら、代わりに調べるなど手助けしてあげましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 広報誌「かしばし社協だより」、ホームページ、SNSなどを活用し「福祉のまちづくり」に関する情報を発信します。

行政の取り組み

- 市民が必要とする福祉サービスについて、市民の得たい情報をわかりやすく提供するためのツール（パンフレット、ガイドブック、ホームページなど）の整備と活用に努めます。
- 広報紙・ホームページ以外にもSNSを活用するなど、市民が必要とする情報を取得しやすい環境を整備します。また、わかりやすい文面・見やすいレイアウトによる情報提供と広報媒体の維持管理に努めます。
- 「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、障がいの特性に応じた情報の取得について、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣、遠隔手話サービスなどコミュニケーション支援事業の充実を図っていきます。

(2) 生活課題への包括的な支援体制づくり

【今後の方向性】

市民が抱える日常の生活課題に対して、適切な解決に向けて、関係機関等の連携による相談支援体制の充実を図ります。

また、生活課題を抱えたまま地域で孤立し、支援につながらない人に対しては、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会の活動やアウトリーチでの解決を図る等、子どもから高齢者までどの窓口からでも専門的な相談窓口につながり、必要な支援を包括的に受けられる体制づくりを推進します。

① 生活課題に対する総合相談支援機能の充実（断らない相談体制と伴走的な支援につなげる体制づくり）

市民の取り組み

- 困ったことがあるときは、一人で抱えずに身近な相談支援機関に相談しましょう。
- 日頃から市の広報紙やホームページなどで身近な相談窓口の情報を確認し、地域の人と情報共有しましょう。
- 各種相談窓口を有効に活用しましょう。
- 暮らしにくさを抱える人を把握した場合は、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー、行政、専門機関などへ相談しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 香芝市からの委託事業である生活困窮者自立相談支援事業、子ども若者支援相談事業と、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業などの相談支援機能を統合し、「香芝市くらし・しごと相談窓口」を設置し包括的な相談支援に取り組みます。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、市民から寄せられる多様な生活課題、特に複合課題や制度の狭間の課題について受け止めます。

行政の取り組み

- 重層的支援体制の構築に向け、実施計画の検討・調整を行います。
- 様々な生活課題に対応するため、専門的な相談支援を継続して行うことができるように、庁内や関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実と強化を図ります。また、職員の横断的な専門知識の向上や専門職による相談体制の確保により、切れ目のないワンストップでの対応に努めます。
- 生活困窮者に対する自立支援については、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携を図り、必要な情報提供及び包括的な助言、相談支援を行うなど、相談者に寄り添った支援に努めます。

② 地域の生活課題を発見する仕組みづくり

市民の取り組み

- 社会的孤立を予防する取り組みとして、近隣での交流を深めるつながりづくりや、暮らしにくさを抱える人を気にかけてあえる関係をつくりましょう。
- 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会の活動を理解し、協力しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の地域の各種団体と連携し、生活課題の早期発見に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、解決に向けた相談支援に取り組みます。

行政の取り組み

- 民間事業者への働きかけを行い、見守り協力事業者ネットワーク協定の締結を進め、地域における見守りシステムの充実を図ります。
- 生活課題を抱える市民が相談しやすいように、相談窓口に関する情報の発信に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と連携して相談窓口の多様化に努めます。

③ 様々な生活課題を抱える市民の支援の充実

市民の取り組み

- 地域で支援を必要としている人への声かけや見守り活動に参加しましょう。
- 支援を必要としている人がいる場合には、相談窓口につなげましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存のサービスや制度では当てはまらないニーズへの対応を通じて、必要な社会資源の創出に取り組みます。
- ひきこもり状態にある当事者を抱える家族の孤立防止を目的に、ひきこもり家族のつどいを開催します。
- 生活困窮者への緊急的な支援として、緊急食料支援（フードドライブ）事業に取り組みます。

行政の取り組み

- ひきこもり、ニート、自殺、再犯など制度の狭間にある課題については、関係機関同士の連携を強化し、包括的な支援を行うことにより根本的な対策につなげます。
- 教育機関と連携し、義務教育修了後の進路未定者に対して、切れ目のない支援を推進します。
- 香芝市総合計画をはじめ、地域福祉計画・地域福祉活動計画及び分野別計画等の策定に際し、市民ニーズを的確に捉えるとともに、社会情勢の変化等状況に応じて支援のあり方等について検討を行うことにより、様々な生活課題に対応した支援の充実に努めます。

(3) 市民の尊厳を守る取り組みの推進

【今後の方向性】

高齢者、障がい者、児童等の虐待や孤立化の未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、成年後見制度をはじめとする福祉制度の利用促進を働きかけていきます。

① あらゆる虐待の防止

市民の取り組み

- 虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、躊躇せず行政や警察に通報しましょう。
- 認知症について理解を深めましょう。
- 人権に対する理解を深めましょう。

行政の取り組み

- 虐待・孤立化の予防や早期発見と適切な保護、その家族等関係者に対する支援を図るため、医療・福祉・教育等関係者、消防・警察等による要保護者対策のためのネットワークを強化するとともに、事業者との見守り協定の締結を推進することにより、アウトリーチによる潜在的な虐待・孤立化を発見できる仕組みづくりを進めます。
- 子ども家庭総合支援拠点を充実させ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の発生予防と早期発見・支援を行います。

② 権利擁護の推進

市民の取り組み

- 高齢者、障がい者、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動を行いましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活自立支援事業を実施し、高齢者や障がい者の地域生活を支援します。

行政の取り組み

- 判断能力が低下している高齢者や障がい者が個々の状況に応じて適切な支援を利用できるように、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、権利擁護の制度利用につなげます。
- 高齢者や障がい者が、安心して自立した生活を送ることができるように、本人の自己決定を尊重しながら、質の高い福祉サービスを利用できるように支援します。
- 権利擁護に関する講演会を開催するなど、市民への権利擁護に関する情報提供に努めます。

③ 成年後見制度の利用促進

市民の取り組み

- 成年後見制度などの権利擁護事業に関する理解を深めましょう。

行政の取り組み

- 成年後見制度の利用促進のため社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、制度のわかりやすい広報に努め、適切な制度利用につなげるとともに、法人後見や市民後見人等の活用に向けて体制の整備に取り組みます。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者及びその家族を対象に、個別のケースに応じた成年後見制度の利用に関する相談業務を実施します。また、身寄りがないなどの理由で利用したくてもできない市民への支援（市長申立等）を行います。

政策分野3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

政策分野3における主たる
[持続可能な開発目標(SDGs)]



(1) すべての市民が安心して外出できる環境づくり

【今後の方向性】

「ユニバーサル・デザイン」の考え方にに基づき、公共施設のバリアフリー化の推進等、だれにもやさしいまちづくりを進めます。

また、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がい者に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進し、すべての市民が、同じように社会参加の促進につなげます。

① バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり

市民の取り組み

- 市内のバリアフリー化、ユニバーサル・デザイン化が進んでいない箇所を把握しましょう。
- 近所に移動が困難な人がいたら、買い物などの際に声をかけるなど、できる範囲で支援しましょう。

行政の取り組み

- 「香芝市バリアフリー基本構想」においては、旅客施設を中心とした地区や、公共施設が集まった地区を「重点整備地区」としており、JR香芝駅や総合福祉センターのバリアフリー化に取り組みます。
- 国道165号、国道168号、市道における、視覚障がい者誘導用ブロックやグレーチングの改良、歩道と車道の段差解消、舗装の改良などに取り組みます。
- 公共施設についてはオストメイト対応トイレの整備を推進することにより、外出時等の利用者の不安を解消し、社会参加の促進につなげます。
- 香芝市総合福祉センターにおける、視覚障がい者誘導用ブロックや誘導チャイムの設置、階段踏面端部の色彩の明確化、歩行者スペースの明示などを実施します。
- 「心のバリアフリー」については、高齢者や障がい者に対する理解の促進、サポート意識の醸成やマナーの向上に向けて、啓発・広報活動や福祉教育活動を通じ、市民意識の高揚を図ります。
- 香芝市バリアフリー教室をはじめとする啓発活動や、すでに実施している「心のバリアフリー」の推進につながる事業の把握に努めます。

② 持続可能な地域公共交通の確立

市民の取り組み

- 地域に必要な公共交通について考えてみましょう。
- 移動手段として、公共交通を積極的に活用しましょう。

行政の取り組み

- 民間の公共交通機関との連携を図りながら、地域公共交通（コミュニティバス、デマンド交通）を運営し、高齢者、障がい者、子ども連れの人など市民が安心して外出できる環境づくりをめざし、移動手段の確保を図ります。また、モビリティマネジメントなどを実施し、地域公共交通の利用促進に取り組みます。

③ 多様な外出支援の検討

市民の取り組み

- 様々な外出支援サービスについて情報収集しましょう。
- 外出を支援する担い手として、活動に参加しましょう。

行政の取り組み

- 障がい者の余暇活動を支援する移動支援事業のほか、様々な社会参加を可能とする外出支援としての福祉タクシーチケットや福祉有償運送事業について情報提供に努めます。
- 公共交通機関があっても利用できない市民への買い物、通院手段等の確保に関して支援のあり方を検討します。

(2) 市民生活の安全安心の向上

【今後の方向性】

近年頻発している自然災害を踏まえ、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化や、災害時における避難行動要支援者への迅速な対応など、緊急時における支援体制の強化を図ります。

また、高齢者や障がい者、児童等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制やネットワークの強化を図り、地域ぐるみで安全安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行をうけて、「新しい生活様式」を踏まえた地域福祉活動を検討するとともに、感染症拡大対策等について、関係団体との連携を図ります。

① 避難行動要支援者対策や防災・減災対策の推進

市民の取り組み

- 近隣の方と顔見知りとなるなど、地域の中で災害時に互いに支え合うことのできる関係づくりを進めましょう。
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきましょう。
- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- 地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 避難行動要支援者名簿の活用や、情報提供に協力しましょう。
- 災害ボランティアへの関心を高めましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの設置等についての体制整備に努めます。
- 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロンなどの日常の見守り活動をすすめる関係団体との連携を高め、災害時においても助け合える地域づくりを支援します。
- 被災者のニーズとボランティアを結びつける災害ボランティアコーディネーターを養成します。

行政の取り組み

- 災害時に避難行動要支援者に対して適切な支援を行うことができるように、平時において、本人及び家族への聞き取り等により名簿管理及び災害時個別支援計画の作成に取り組みます。また、個人情報の共有に関するルールづくりに努めます。
- 社会福祉協議会や自治会と連携し、災害ボランティアの養成に取り組みます。
- 自治会や自主防災組織と連携し、地域における防災組織体制の維持・向上を図ることで、「自助」・「互助」・「共助」の活動の活性化を目指します。
- 地域防災の中核となる消防団において、人員の確保や活動の多様化・充実化等を促進し、市全体の防災力の維持・向上を目指します。

② 地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進

市民の取り組み

- 防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。
- 地域の防犯パトロールなど、自主防犯活動に進んで参加しましょう。
- 地域の危険箇所について把握し、情報共有しましょう。

行政の取り組み

- 地域と連携して、自主防犯組織の活動を支援します。特に「こども110番の家」の設置推進など、子どもの安全確保について、警察、地域、学校、保護者などの連携により取り組みを進めます。
- 毎月の地域安全ニュースの発行や SNS を活用した積極的な広報活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 香芝警察署や地域安全推進委員等と連携し、地域の見守り活動を実施します。
- 香芝警察署や関係団体と連携し、交通安全啓発活動及び交通安全立哨活動を実施し、高齢者や子どもに対する交通安全対策の強化を図ります。また、高齢者の運転免許証自主返納等を支援し、高齢者の交通事故防止を推進します。
- 自治会要望や教育委員会主導による通学路安全点検の実施により、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設が必要と考えられる箇所について、必要な施設を整備し、適切な維持管理に努めます。

③ 「新しい生活様式」における地域福祉の推進

市民の取り組み

- 国、県、香芝市が発信する感染症予防等に関する情報に留意しつつ、地域の活動に参加しましょう。
- 日頃から健康管理に配慮し、マスクの着用や手洗い・手指の消毒など基本的感染症予防策を徹底しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 行政と連携して新しい生活様式を踏まえた地域福祉活動に関する情報の収集・発信に取り組めます。

行政の取り組み

- 感染症予防に向けて周知・啓発をはじめ、必要な支援等について取り組めます。
- 社会福祉協議会その他の関係団体と連携して新しい生活様式における地域福祉活動の支援に取り組めます。
- 医師会など医療関係団体との連携により、ウイルスなどによる感染症の拡大防止に向けた対策等について取り組みを進めます。

政策分野4 市民の生きがいと健康づくりの推進

政策分野4における主たる
[持続可能な開発目標(SDGs)]



(1) 市民の生きがいづくりの推進

【今後の方向性】

市民の地域活動やイベントへの積極的な参加促進や、地域で活躍できる機会の創出を図ることにより、人とのかかわりあいを持ち、だれもが生きがいを持って生活できる環境をつくりまします。

① 市民が憩い集う場の確保

市民の取り組み

- 地域の行事やサロン活動など交流の場に関心を持ち、声をかけ合って参加しましょう。
- 楽しみや生きがいをつくり、地域の活動に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいきいきサロン等が取り組む交流活動を支援し、市民が憩い集う場を広げていきます。

行政の取り組み

- 香芝ふれあいフェスタや冬彩など、実行委員会形式により市民参加型のイベントを実施します。
- 生涯学習・生涯スポーツについて、高齢者、障がい者、子育て世帯、ひとり親世帯など、すべての人が参加しやすいプログラムの充実と環境整備を図ります。

② 市民の就労支援

市民の取り組み

- 就労定着に向けた支援を活用し、就労につなげましょう。
- 働く意欲のある高齢者は、社会参加の機会として就労を活用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 「香芝市くらし・しごと相談窓口」を設置し、生活困窮者等に対して、ビジネススキルの向上のための支援や求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、就労後の職場定着支援などを行います。

行政の取り組み

- 市商工会やハローワーク等の各種関係団体と協働連携して、障がい者の就労のための支援、環境づくりへの取り組みを促進します。
- 障がい者雇用促進法の趣旨に基づき、市においても、障がい者の雇用を積極的に推進するとともに多様な職場での実習の機会を確保し、障がい者の社会参加と職業生活の充実に努めます。
- 生活困窮者、低所得者に対して、適切な保護に努めるとともに、自立を促進していくための相談体制の充実に努めます。
- 奈良県生活困窮者等広域就労準備支援事業を実施し、早い段階で、社会自立に関する支援を行い、引き続き被保護者就労支援も含めて、困窮からの脱却を目指す支援に努めます。
- 香芝市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用促進を図ります。

(2) 市民の健康づくりの推進

【今後の方向性】

ひとりでは継続して取り組むことが難しい健康づくりも、地域、学校、職場などの身近な人とともに協力し合う「互助・共助」が重要であることから、地域における健康づくり活動や介護予防の取り組みを支援し、市民が心身ともにいつまでも健康で生活できる支援体制の推進に努めます。

① 生涯にわたる健康づくりサービスの展開

市民の取り組み

- 健康づくりについて情報収集し、健康への関心を高めましょう。
- 日頃から規則正しい生活や食事に気をつけましょう。
- 適正体重を知り、食事・運動等のバランスのよい生活を送りましょう。
- たばこや飲酒が健康に与える影響を知り、喫煙や飲酒のマナーを守りましょう。
- 定期的に特定健診や各種がん検診などを受けるようにしましょう。
- 健康相談の窓口を活用しましょう。

行政の取り組み

- 市民の健康づくり・健康サービスの拠点として、保健センターと総合福祉センターが連携して地域における健康づくり活動の支援体制を整備し、総合的な保健福祉サービスの提供をめざします。
- 心の悩みや生きづらさ等を抱える市民のメンタルヘルス対策として心の健康相談室において臨床心理事業を実施するとともに、心の健康づくりに関する周知啓発に努めます。
- 市民の健康づくりに関する自主活動の支援を行うとともに、市民の健康増進の意識や理解を深めるように努めます。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診、各種がん検診などの実施及び市民への周知啓発や、国民健康保険被保険者に費用の助成を行うなど、受診率向上をめざします。
- 感染症予防対策として、予防接種等の正しい知識の普及を図るための情報提供に努めます。
- 乳幼児健診等で、個人の健康状態に応じた適切な医療・療育を早期に行えるように、心の健康相談室での発達相談や心身の発達にあわせた支援を図ります。また、障がいのある児童の早期療育については、児童相談所、関係医療機関及び障がい児支援施設等との連携を図り、より良い支援が受けられるように努めます。

② 地域医療との連携

市民の取り組み

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ちましょう。

行政の取り組み

- 保健、医療、福祉に関する諸機関と連絡調整を行い、地域医療ネットワーク体制の構築に努めます。
- 休日診療、小児診療、産婦人科診療の体制の充実や葛城地区二次救急体制など、広域的な観点も含めて、市民が安心できる救急医療体制の構築を図ります。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

③ 介護予防事業の推進

市民の取り組み

- 介護予防の重要性について理解しましょう。
- 地域や市で実施している介護予防事業に参加しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者自身の地域活動やボランティア活動の担い手としての参加を促進し、生きがいづくりと介護予防につなげていきます。

行政の取り組み

- 高齢者が積極的に参加して地域での自主的な介護予防活動ができるような活動支援及び相談事業などを行っていきます。また、地域の集会所等に行くことが困難な高齢者を対象に、自宅で介護予防に取り組めるような体制づくりについて検討します。
- 「要介護状態となることを防ぐ」ことだけでなく、「生活機能の低下を防ぐ」とにより、健康でいきいきとした生活を送っていくことをめざします。
- 介護予防事業の実施にあたっては、地域の互助、民間サービスの役割を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、地域づくりを推進します。
- 認知症高齢者等の早期発見・早期診断体制の充実や、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識の普及を推進します。

(3) 安心して子育て・子育てのできるまち

【今後の方向性】

少子高齢化や核家族化が進展し、子どもや家庭を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、安心して子育て・子育てができるよう、子どもの健やかな成長を地域全体で支えるための環境づくりに取り組みます。

また、身近な地域における子育てに関する相談支援体制の充実や情報提供により、安心して子育てができるまちづくりに向け、関係機関・団体との連携の強化に努めます。

① 保育サービスの充実

市民の取り組み

- 保育サービス、子育てに関する正しい知識、情報を持ちましょう。
- 子育て世代同士で、子育てに関する情報交換を行いましょう。
- 気軽に子育てに関することを学習する場や、親同士で交流の場に参加しましょう。
- ファミリーサポートセンター事業の援助会員へ参加しましょう。

行政の取り組み

- 市民の多様な保育ニーズに応えるため、延長保育・一時預かり保育など各種の保育サービスの充実に努めていきます。
- 令和元年7月に策定した「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき、地域の合意を得ながら着実に再編を進めていきます。
- 放課後、保護者が不在である家庭の小学生を対象に、遊びと生活の場を提供します。また、子どもたちが安全に安心して過ごせるよう、小学校の余裕教室等を活用して、学習や地域住民との交流活動等の居場所づくりを進めていきます。

② 地域ぐるみの子育て支援の充実

市民の取り組み

- 子育て中の人や近所の人と関わりながら楽しく子育てをしましょう。
- 父親も積極的に育児や家事に参加し、家族で子育てをしましょう。
- 子育てに関する不安や悩みを一人で抱え込まないように地域で支え合いましょう。
- 子どもたちの通学時間に合わせて屋外に出るなどして、子どもを見守りましょう。
- 子育て支援のための各種制度を活用しましょう。

社会福祉協議会の取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会の実施するふれあい子育てサロンや、子育て支援グループと連携し、子育て世代と多様な世代の交流を進めていきます。

行政の取り組み

- 関係機関との連携により、妊娠・出産・育児の身近な相談窓口である子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、安心して子育て・子育てができるよう切れ目ない支援を行います。
- 母子の健康の確保や増進、疾病の予防や早期発見に向けて、関係機関と連携を図りながら健康診査や家庭訪問の充実を図ります。
- 子育てに関する不安の軽減を図るため、子育てについて相談、助言、情報提供等を行い安心して子育てができる環境を整え、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができるよう地域子育て支援拠点の活用を推進します。
- 乳幼児期から絵本を介して親子のふれあいの機会を増やし豊かな心をはぐくむためのブックスタート事業を推進します。
- 幼稚園や保育所、認定こども園等関係機関との連携により、乳幼児期から身近に本がある環境づくりを進めます。
- 市民図書館の運営においては、子どもの本や子育てに関する資料の充実に取り組むとともに、様々な学び・交流の機会や子育て支援の情報の提供に努めます。
- 民生委員・児童委員の実施する子育て支援活動の支援に取り組みます。
- 子ども医療費助成制度の助成対象者の拡充を図り、子どもの健康の保持増進に努めます。

第5章 重点的な取り組み



重点的な取り組み

Ⅰ 本計画期間中における重点的な取り組み

本計画の計画期間において、重点的な対応を行っていくべき取り組み内容を政策分野ごとに示し、重点的な取り組みの進捗を把握するための指標を定め、計画の進捗を把握していきます。

【政策分野Ⅰ 市民協働参画による福祉コミュニティの形成】

重点的な取り組み	具体的な内容	関連ページ
市民活動団体・ボランティアの育成	○ボランティアセンターにおいて、ボランティアに関する相談、活動紹介、情報提供などを行い、市民がボランティアに参加しやすい環境づくりに取り組み、登録者の拡充を図ります。	42
	○子育てサポーター、介護予防リーダー、手話通訳者その他のコミュニケーション支援者など福祉健康分野におけるボランティアの養成に取り組みます。	43
地域福祉推進委員会等による地域福祉活動の推進	○コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉推進委員会やふれあいいいききサロンと連携しながら「つながり」や「見守り」のある地域づくりを推進します。	44

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
ボランティアセンター等登録者数	2,691人	2,850人
子育てサポーター登録者数	91人	100人
介護予防リーダー登録者数	34人	45人
健康ボランティア登録者数	135人	150人
意思疎通支援事業の登録者数	33人	35人
地域福祉推進委員会又はふれあいいいききサロンが設置されている地域の割合(全47地域)	68.0% 32地域	78.7% 37地域

【政策分野2 市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり】

重点的な取り組み	具体的な内容	関連ページ
生活課題に対する総合相談支援機能の充実 (断らない相談体制と伴走的な支援につなげる体制づくり)	○重層的支援体制の構築に向け、実施計画の検討・調整を行います。	51
	○様々な生活課題に対応するため、専門的な相談支援を継続して行うことができるように、庁内や関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実と強化を図ります。また、職員の横断的な専門知識の向上や専門職による相談体制の確保により、切れ目のないワンストップでの対応に努めます。	51
地域の生活課題を発見する仕組みづくり	○コミュニティソーシャルワーカーを配置し、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の地域の各種団体と連携し、生活課題の早期発見に努めます。	52
	○民間事業者への働きかけを行い、見守り協力事業者ネットワーク協定の締結を進め、地域における見守りシステムの充実を図ります。	52
様々な生活課題を抱える市民の支援の充実	○コミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存のサービスや制度では当てはまらないニーズへの対応を通じて、必要な社会資源の創出に取り組みます。	52
	○ひきこもり、ニート、自殺、再犯など制度の狭間にある課題については、関係機関同士の連携を強化し、包括的な支援を行うことにより根本的な対策につなげます。	53
あらゆる虐待の防止	○子ども家庭総合支援拠点を充実させ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の発生予防と早期発見・支援を行います。	53
成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用促進のため社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、制度のわかりやすい広報に努め、適切な制度利用につなげるとともに、法人後見や市民後見人等の活用に向けて体制の整備に取り組みます。	54
	○判断能力が十分でない認知症高齢者及びその家族を対象に、個別のケースに応じた成年後見制度の利用に関する相談業務を実施します。また、身寄りがいないなどの理由で利用したくてもできない市民への支援(市長申立等)を行っていきます。	54

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
重層的支援体制整備事業実施計画の策定	—	策定済
コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援件数	123回	170回
コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援回数	682回	950回
市内の事業者との見守り協定の締結数	67事業者	78事業者
児童虐待防止の啓発回数	14回	15回
児童虐待終結率	61%	70%
成年後見制度の中核機関の設置	未設置	設置
成年後見の市長申立の延べ件数(H18年度から)	29件	55件

【政策分野3 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成】

重点的な取り組み	具体的な内容	関連ページ
避難行動要支援者対策や防災・減災対策の推進	○大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの設置等についての体制整備に努めます。	57
	○災害時に避難行動要支援者に対して適切な支援を行うことができるように、平時において、本人及び家族への聞き取り等により名簿管理及び災害時個別支援計画の作成に取り組みます。また、個人情報情報の共有に関するルールづくりに努めます。	57

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
災害時個別支援計画を作成した要支援者の割合	－	50%

【政策分野4 市民の生きがいと健康づくりの推進】

重点的な取り組み	具体的な内容	関連ページ
地域医療との連携	○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。	63
介護予防事業の推進	○高齢者自身の地域活動やボランティア活動の担い手としての参加を促進し、生きがいづくりと介護予防につなげていきます。	63
	○介護予防事業の実施にあたっては、地域の互助、民間サービスの役割を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような、地域づくりを推進します。	63
地域ぐるみの子育て支援の充実	○関係機関との連携により、妊娠・出産・育児の身近な相談窓口である子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、安心して子育て・子育てができるよう切れ目ない支援を行います。	65

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
在宅医療・介護連携に関する相談件数	26件	80件
産後4か月の時点において香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	96.2%	100%
地域活動による『通いの場』の設置割合	30.0%	84.0%

《 重点的な取り組みに位置付けられたコミュニティソーシャルワーカーの取り組みの概要 》

香芝市社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けて、4つの中学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、市民の主体的な参加による『我が事』の支え合う地域づくりを支援し、また、これらの活動から発見される生活課題を抱えた人を、市民と専門職がネットワークを構築し、身近な地域で『丸ごと』受け止める個別支援を進めていきます。

(1) 支え合う地域づくり

コミュニティソーシャルワーカーは、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の地域の各種団体と連携し、孤立防止を目的とした「つながりづくりの活動」と、様々な生活課題を抱える人を気に掛ける「見守り活動」を推進し、支え合う地域づくりを進めていきます。

(2) 生活課題の発見と市民と専門職のネットワークによる支援

コミュニティソーシャルワーカーは、分野を問わず、特に制度の狭間の問題や複合的な問題など地域で生じている生活課題を受けとめます。

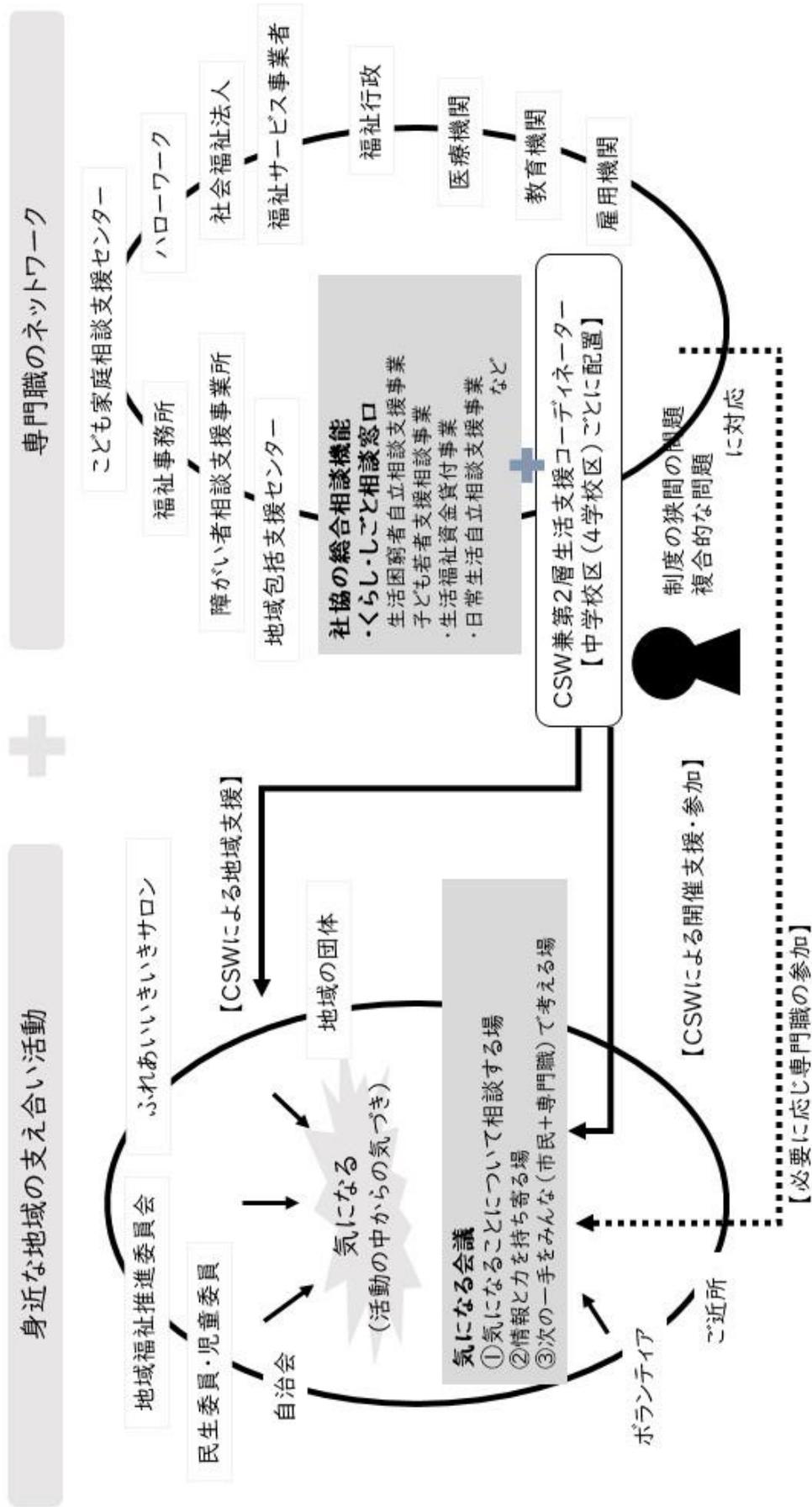
また、自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会、ふれあいいきいきサロン等の地域の各種団体が実施する「つながり」や「見守り」の支え合い活動から発見される困りごとを抱えた人を、“気になる人”として捉え、『気になる会議』において市民と専門職の協働による支援を進めていきます。

(3) 新たな資源開発

コミュニティソーシャルワーカーは、様々な生活課題と向き合い、既存のサービスや制度では当てはまらないニーズへの対応を通じて、必要な社会資源の創出に努めます。

実	生活課題への対応	新たな資源・取り組み
践	ひきこもり家族への相談支援	ひきこもり家族のつどいの開催
例	生活困窮者への相談支援	緊急食料支援(フードドライブ)事業の実施

重点的な取り組みに位置付けられたコミュニティソーシャルワーカーの取り組みイメージ



第6章 計画の推進に向けて



計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や地域福祉の考え方、役割について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。「第3期香芝市地域福祉計画・第3期香芝市地域福祉活動計画」は、香芝市と香芝市社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行い、計画期間の中間年で施策の展開の点検・評価を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者と連携し、それぞれの役割のもと、協働によるまちづくりを進めていきます。

3 「新しい生活様式」における地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の全国的な流行は、地域福祉の推進にも大きな影響を及ぼしました。そのような中、地域においては新型コロナウイルスに負けず様々な工夫やアイデアが生まれています。行政、社会福祉協議会が地域と連携し、新しい生活様式を踏まえた地域福祉活動のあり方について検討・発信しながら、これまでの活動によって育まれた地域の「絆」や基盤を活かし、新しい生活様式においても地域福祉を推進していきます。

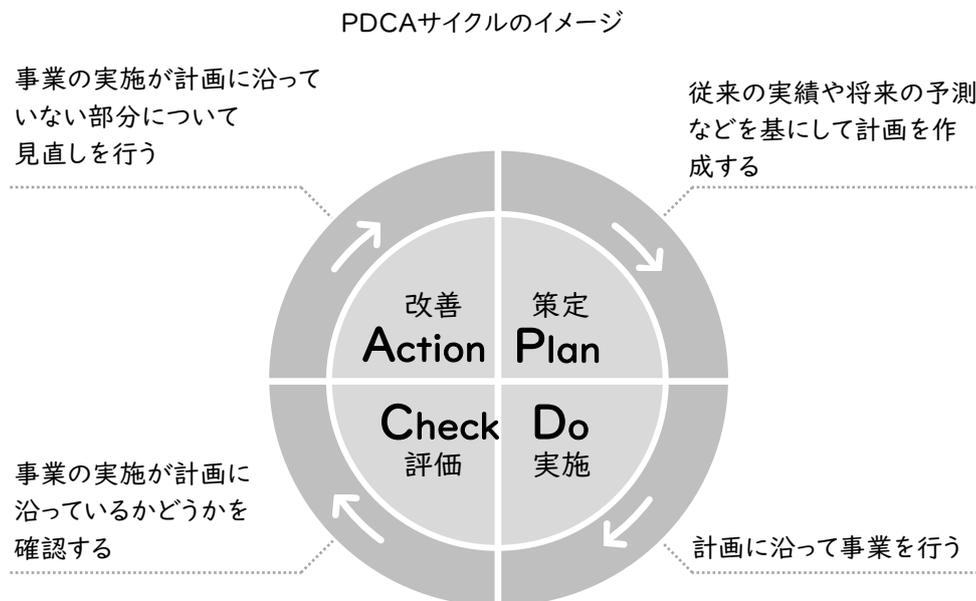
4 計画の進捗管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進捗管理を行うため、重点的な取り組みを中心に進捗状況の点検・評価を行います。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

そのため、毎年度取り組みの担当課、関係課、社会福祉協議会がそれぞれの取り組みに関連する事業等の進捗状況の点検・確認を行います。

そして、計画の中間年、最終年においては計画全体の点検・評価を行うことにより、計画の見直しや次期計画への反映を行います。



資料編



資料編

Ⅰ 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うことです。

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度のことです。

【か行】

共生社会

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支えあい、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会のことです。

グループホーム

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態のことです。「グループホーム」は、利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上をめざし、介護等を行うものです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会といいます。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップの子育て支援拠点のことです。

【さ行】

災害ボランティア

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体のこと。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を実施しています。

災害ボランティアコーディネーター

災害ボランティアセンターで、被災者のニーズを把握し、全国各地から駆けつけるボランティアの受け入れ等を行い、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす人をいいます。

災害ボランティアセンター

大地震などの災害が起きた場合、多くのボランティアが全国各地から災害救援に駆けつけることが予測され、これらボランティアの力を効率的、有効的に発揮してもらうための組織のことです。

在宅医療

在宅で行う医療のことです。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められています。

自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織のことです。自治会などの地域活動の組織を生かして結成されるのが一般的です。

自立相談支援事業

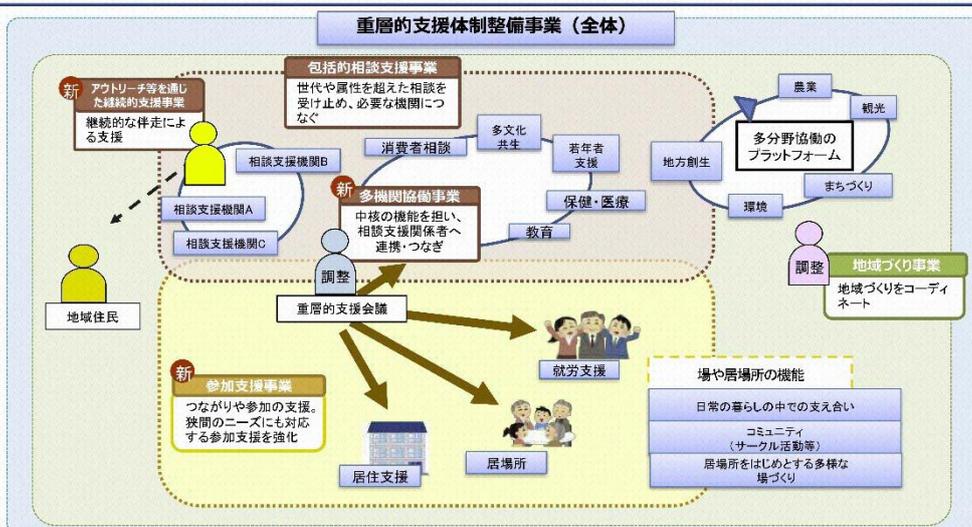
生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援などの取組を維持しつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を進めるため、断らない相談支援・参加支援・地域づくりを一体として行う事業の総称です。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省HPより

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。センターは、原則として市(区)町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。地域包括ケアシステム構築のために、厚生労働省から市町村にガイドラインによって、生活支援コーディネーターを位置づけることとなりました。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」のことです。

生活習慣病

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のことです。

生活福祉資金貸付事業

失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取組みへの支援と生活費等の貸付を行う事業のことです。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度のことをいいます。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられています。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は、要介護状態若しくは要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のことを指します。

地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定するものです。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

地域福祉推進委員会

地域で起こりうる生活上の課題に対して、住民同士が話し合える場づくりを行い、課題解決に向けた小地域福祉活動を展開する組織の事です。地域福祉推進委員会の具体的な活動としては、地域のつながりを深めるための催しやサロン活動、ひとり暮らし高齢者や子どもなどの見守り活動、そして外出支援や簡単な生活支援などの支え合いの活動が展開されています。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制の事です。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としています。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設の事です。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施します。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業の事です。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。

代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられます。

認知症高齢者

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者の事です。

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くことです。

もとは段差や仕切りの解消などを指しましたが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられています。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」です。

PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のことです。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を指します。災害時要配慮者とも呼ばれます。

ファミリーサポートセンター

働く人々の仕事と子育てを支援する目的から、設立した組織です。地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う組織となっています。

ふれあいいきいきサロン

地域の集会所や自治会館を利用して、住民が集まって交流を深めるための小地域福祉活動のことです。

ふれあい食事サービス

社会的に孤立しがちな高齢者等に対して、地域の集会所や公民館等において会食会や居宅への配食を実施することにより、近隣住民・ボランティアによる暮らしのSOSをキャッチするための、見守りネットワークとして実施されています。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織です。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能しています。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

メンタルヘルス

「心の健康」のことです。世界保健機構（WHO）憲章によると「健康とは単に病気がないというだけでなく、肉体的にも、精神的にも、また社会的にも well-being な状態」と定義されています。WHOによれば「心の健康」とは、特に精神的にwell-beingの状態と考えられる。また、1930年に開かれた第1回世界精神衛生連合における合意では、心の健康を次のように定義しています。

- ①身体、知性、情緒などがよく調和されていること
- ②環境に対して適応し、社会的に他の人びととよく折り合っていること
- ③自分は幸福であるという感じをもてること
- ④仕事や職業に対して、自己の能力がよく発揮され、能率的な生活ができること

モビリティマネジメント

1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のことです。

【や行】

ユニットケア

入居者一人一人の尊厳を重視し、個人の自律を尊重するため施設の居室を1ユニット10人以下のグループに分けてそれぞれを1つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うものです。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのことで、

要約筆記

聴覚に障がいのある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりなどし、文字で情報を伝えることです。

【ら行】

ライフスタイル

衣・食・住に関する選択の結果という単なる生活様式・行動様式だけでなく、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方・アイデンティティーなども含んだ総称です。

2 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年7月13日～ 8月31日	香芝市社会福祉協議会小 地域福祉活動に関するア ンケート調査の実施	・小地域福祉活動者
令和2年8月7日～ 8月28日	香芝市地域福祉計画策定 に関する市民意識調査の 実施	・香芝市在住の2,000人の方を無作為 抽出
令和2年10月14日	第1回香芝市地域福祉計 画・香芝市地域福祉活動 計画策定委員会	(1) 第2期香芝市地域福祉計画・第2期 香芝市地域福祉活動計画のこれま での取り組みについて (2) ①地域福祉計画策定に関する市民 意識調査について ②小地域福祉活動に関するアンケート 調査について (3) 第3期香芝市地域福祉計画・第3期 香芝市地域福祉活動計画の策定方 針について (4) 今後の予定等について
令和2年12月24日	第2回香芝市地域福祉計 画・香芝市地域福祉活動 計画策定委員会	(1) 第3期香芝市地域福祉計画・第3期 香芝市地域福祉活動計画の体系に ついて
令和3年1月21日	第3回香芝市地域福祉計 画・香芝市地域福祉活動 計画策定委員会	(1) 第3期地域福祉計画・第3期地域福 祉活動計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
令和3年2月1日～ 3月2日	パブリックコメントの実施	・第3期香芝市地域福祉計画・第3期香 芝市地域福祉活動計画(案)について 意見募集
令和3年3月18日	第4回香芝市地域福祉計 画・香芝市地域福祉活動 計画策定委員会	(1) パブリックコメントの結果報告につ いて (2) 第3期香芝市地域福祉計画・第3期 香芝市地域福祉活動計画(案)につ いて

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属
井上 喜八郎	香芝市社会福祉協議会 会長
小川 隆	香芝市自治連合会 会長
北 優子	奈良県社会福祉協議会 事務局長
○ 小西 高吉	香芝市議会福祉教育委員会 委員長
小林 浩子	香芝市ボランティア連絡協議会 会長
◎ 齊藤 千鶴	関西福祉科学大学 名誉教授
坂手 亜矢子	きずな西大寺法律事務所 弁護士
鳶岡 明美	香芝市手をつなぐ育成会 会長
赤土 晃子	子育て支援サークル ひだまり 代表
土井 文代	地域福祉推進委員会 磯壁みつわ会 代表
中村 康雄	香芝市ふたかみクラブ連合会 会長
細川 俊明	香芝市身体障がい者福祉協会 会長
丸橋 裕之	香芝市医師会 代表
山田 順久	香芝市民生・児童委員連合会 会長

※氏名欄の◎印は会長、○印は副会長です。

第3期香芝市地域福祉計画
第3期香芝市地域福祉活動計画

令和3年3月 発行

香芝市福祉健康部社会福祉課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話 0745-79-7151

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話 0745-76-7107
